

第3号被保険者制度について

※この資料は第7回年金部会（2023年9月21日）に提出した資料1のうち
51、55ページについて最新のデータに基づき更新したもの。

この資料では、説明を簡略化するため、主に男性が働いていて女性が被扶養者であるというケースを想定した表現で説明しているが、制度自体は男女で取扱いが異なるわけではなく、男性も第3号被保険者となりうる。

資料の構成

1. 第3号被保険者制度について

国民年金第3号被保険者とは	4
収入がある者についての被扶養者の認定について（通知）（抜粋）	5
厚生年金・健康保険の被扶養者の認定基準について	6
公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）	7
諸外国における無収入の配偶者の取扱い	8

2. 第3号被保険者制度導入前後の経緯

第3号被保険者制度の改正・議論の経緯	1 0
第3号被保険者制度の導入経緯	1 1
第3号被保険者制度の導入前の議論	1 2
「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書」（第3号被保険者制度の見直し案（6案））平成13年12月	1 5
「社会保障審議会年金部会の意見」（平成15年9月）（第3号被保険者制度について）	1 7
「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」（抄）（平成23年12月16日 第8回社会保障審議会年金部会）	1 8
「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（抄）（平成27年1月21日 社会保障審議会年金部会）	1 9
「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会における議論のとりまとめ」（抄）（令和元年9月20日 働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会）	2 1
「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（抄）（令和元年12月27日 社会保障審議会年金部会）	2 2

3. 女性の就労と第3号被保険者の状況

(1) 女性の就労の状況

○ 女性の就労の進展

労働力人口・就業者数の推移	2 4
就業率の推移	2 5
就業率の推移（女性）①	2 6
就業率の推移（女性）②	2 7
女性の労働力率の変化（全体と配偶関係別）	2 8
年代別男女の働き方の変化①	2 9
年代別男女の働き方の変化②	3 0
第1子出産前後の妻の継続就業率・育児休業利用状況	3 1
共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）	3 2
夫婦の被保険者の組み合わせ	3 3
[オプションAの参考] 適用拡大による被保険者数への影響	3 4

[オプションAの参考] 世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見直し	3 5
世帯構成の推移と見直し	3 6

○ 非正規雇用の増加

正規雇用と非正規雇用労働者の推移	3 8
年齢階級別労働力人口比率の就業形態別内訳（男女別、令和4（2022）年）	3 9
共働き等世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）	4 0
昭和60（1985）年と令和4（2022）年の比較（雇用者の共働き世帯数（妻が64歳以下の世帯））	4 1
既婚女性の就業状況	4 2
産業別雇用者の雇用形態別割合（令和4（2022）年）	4 3
現在の雇用形態に就いている理由（非正規雇用労働者）（令和4（2022）年）	4 4
現在の就業形態を選んだ理由（パートタイム、男女別）	4 5
非正規雇用労働者が現在の職業・雇用形態で働いている理由（男女別・年齢別）	4 6
非正規雇用労働者の女性が現在の職業・雇用形態で働いている理由（独身/有配偶者別・年齢別）	4 7

(2) 第3号被保険者の状況

公的年金被保険者数の推移	4 9
公的年金被保険者数の推移（男女別）	5 0
公的年金被保険者（女性）における第3号被保険者の人数及び割合（年齢階級別）	5 1
配偶者ありの女性に占める第3号被保険者の割合	5 2
第3号被保険者の子の有無及び同別居の状況	5 3
第3号被保険者と同居する18歳未満の子の状況	5 4
第3号被保険者の就業状況	5 5
第3号被保険者の年齢階級別、末子の年齢別の就労に関する状況	5 6
第3号被保険者の勤め先での呼称	5 7
第3号被保険者の週の労働時間	5 8
第3号被保険者の稼働所得の分布	5 9
妻の加入状況別 夫の雇用者所得の状況	6 0
妻の就業状況別 夫の雇用者所得の状況	6 1
仕事をしていない第3号被保険者の就業希望	6 2
第3号被保険者のすぐに仕事には就けない理由（年代別）	6 3
第3号被保険者の「出産・育児のため」仕事に就けない者の割合	6 4
健康上の問題の日常生活への影響の有無	6 5
第3号被保険者の同居する親の有無、手助け見守りの要否	6 6

1. 第3号被保険者制度について

2. 第3号被保険者制度導入前後の経緯

3. 女性の就労と第3号被保険者の状況

(1) 女性の就労の状況

- ・女性の就労の進展
- ・非正規雇用の増加

(2) 第3号被保険者の状況

国民年金第3号被保険者とは

1. 第3号被保険者の定義（国民年金法第7条）

- 国民年金第3号被保険者については、①～③の要件が満たされることが求められる。
 - ① 20歳以上60歳未満の者であって、厚生年金保険の被保険者（第2号被保険者）の配偶者であること
 - ② 日本国内に住所を有する者（国内居住要件）
 - ③ **第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（生計維持関係）**

2. 第3号被保険者の生計維持関係の認定について

- 第3号被保険者の生計維持関係の認定に当たっては、**年間収入が130万円未満**であることが必要（健康保険の被扶養者の認定の取扱いを勘案する。）。

3. 年間収入の考え方について

- 第3号被保険者の年間収入については、**今後1年間の収入を見込んで判断**することとしており、その認定に当たっては、**過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどを**用いることとしている。

収入がある者についての被扶養者の認定について（通知）（抜粋）

（昭和52年4月6日保発第九号・庁保発第九号）（平成5年3月5日最終改正）

- 1 被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)が被保険者と同一世帯に属している場合
 - (1) 認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとすること。
 - (2) 上記(1)の条件に該当しない場合であつても、当該認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。
- 2 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合
認定対象者の年間収入が、130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満)であつて、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとすること。
- 3 上記1及び2により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。
- 4～6 (略)

厚生年金保険・健康保険の被扶養者の認定基準について

◀ 認定基準の経緯 ▶

○ 昭和61年4月までは、**所得税の控除対象配偶者収入限度額に連動して改定**されてきた。

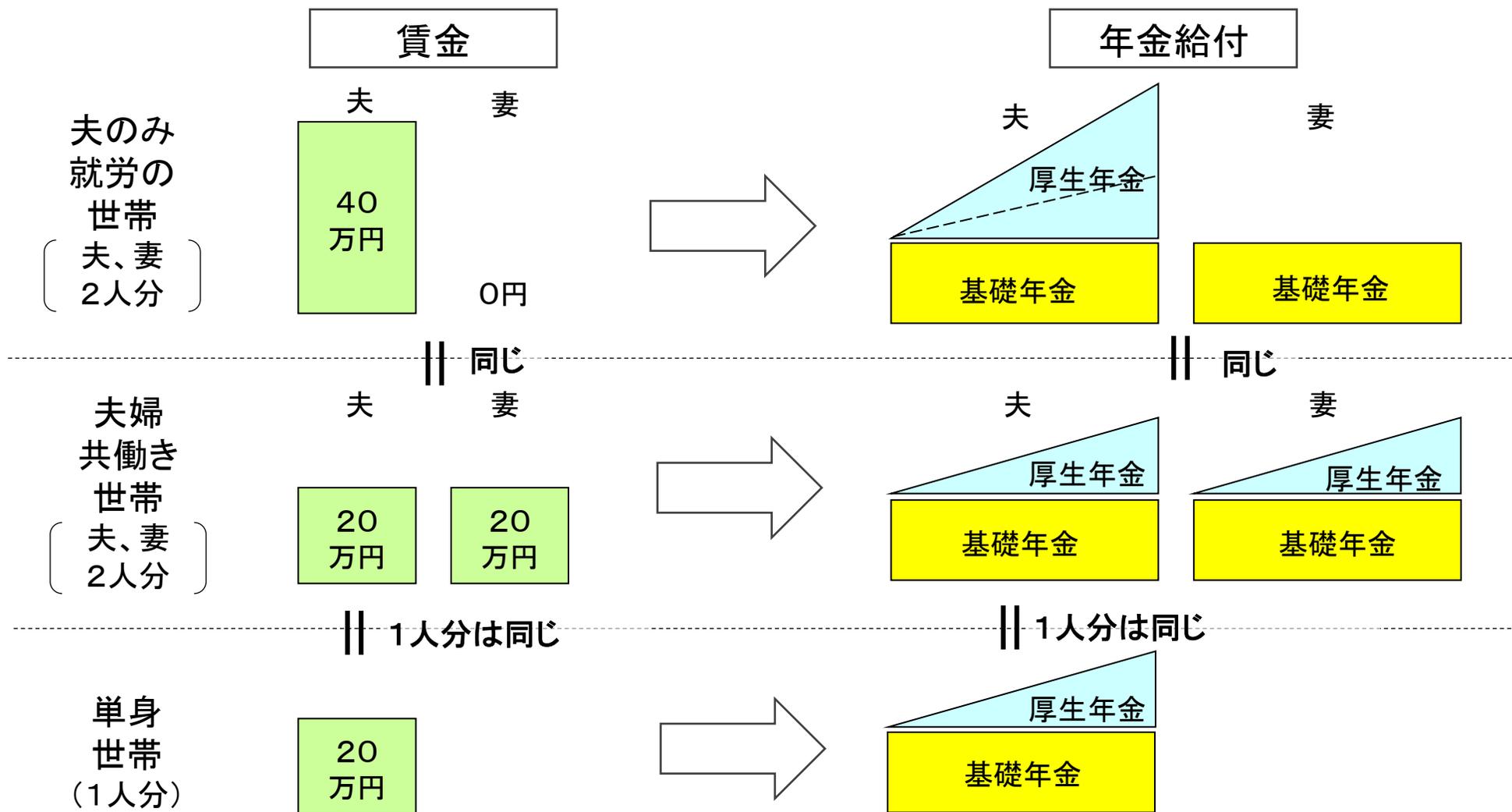
	一般（高齢者以外）	
	認定基準額	基準の考え方
52年4月	70万円	①所得税控除対象配偶者収入限度額 給与所得控除+配偶者控除対象限度 (50万円) (20万円) ②国共の基準 70万円
56年4月	80万円	①所得税控除対象配偶者収入限度額 給与所得控除+配偶者控除対象限度 (50万円) (29万円)
58年4月	80万円 (据置き)	—
59年4月	90万円	①所得税控除対象配偶者収入限度額 給与所得控除+配偶者控除対象限度 (57万円) (33万円) ②実収入伸率×80=92万円 ③可処分所得伸率×80=91万円 ④消費者物価伸率×80=87万円 ⑤きまって支給する給与伸率×80=91万円
61年4月	90万円 (据置き)	—

○ 昭和62年5月以降は、所得税との連動をやめ、被扶養者の適用を維持するという考え方から、**所得水準の伸びに応じた改定**を行った。

62年5月	100万円	①所得税との連動をやめる ②実収入伸率×90=103万円 ③可処分所得伸率×90=101万円 ④きまって支給する給与伸率×90=102万円
元年5月	110万円	①実収入伸率×100=106万円 ②可処分所得伸率×100=107万円 ③きまって支給する給与伸率×100=107万円
4年1月	120万円	①実収入伸率×110=124万円 ②可処分所得伸率×110=124万円 ③きまって支給する給与伸率×110=119万円 ④国家公務員扶養手当所得基準 110万円→120万円(4年1月)
4年4月	120万円 (据置き)	—
5年4月	130万円	①実収入伸率×120=127万円 ②可処分所得伸率×120=126万円 ③きまって支給する給与伸率×120=124万円

公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）

- 賃金水準（1人あたり）が同じであれば、どの世帯類型でも一人当たりの年金額は同じ。



諸外国における無収入の配偶者の取扱い

- 国民皆年金である日本と異なり、諸外国の年金制度の適用範囲は、稼働収入のある者に課されるのが一般的。
- その上で、
 - (1) 就労する者の拠出記録に基づき、無業の配偶者に対して一定の年金給付が保障される例（アメリカ）
 - (2) 配偶者という立場ではないが、出産や育児の期間について保険料を納付した期間とみなすことで給付が保障される例（ドイツ、イギリス、フランス、スウェーデン）がある。

(1) 無業の配偶者に対して一定の年金給付が保証される例(アメリカ)

- 夫(妻)の拠出記録に基づき、妻(夫)自身の年金として、夫(妻)の基本年金額の50%相当額^(※)の配偶者保険給付を支給。
- (※) 配偶者自身が老齢給付、障害給付又は寡婦(夫)給付を受給している場合には、その額だけ配偶者保険給付は減額される。
- 配偶者保険給付の額: 月額平均626.49ドル(2013年)[約6.5万円] (換算レート: 1米ドル=103円)

(2) 出産や育児の期間について保険料を納付した期間とみなすことで給付を保障する例(ドイツ、イギリス、フランス、スウェーデン)

ドイツ	(1) 妊娠のため就労できなかった期間は、本人が17歳以降年金受給開始までに納めた保険料の平均保険料を支払ったものとみなされる。 (2) 1992年以降に生まれた3歳未満の子を養育する期間は、一人の親について全被保険者の平均報酬に相当する保険料を(追加的に)支払ったものとみなされる(ただし、保険料算定限度額に対応する保険料を上限とする。) (3) 2002年以降に受給を開始する年金については、1992年以降10歳未満の子を養育する一人の親(25年以上の年金加入期間を有する者に限る)が支払った保険料の価値は、1.5倍に嵩上げされる(ただし、全被保険者の平均報酬に対応する保険料を上限とする。) (4) 1992年前に生まれた子の養育期間を有する一方の親の年金支給月額、子1人につき西独で28.61ユーロ(約3900円)、東独で26.39ユーロ(約3600円)増額される。(2014年)(換算レート: 1ユーロ=137円)
イギリス	○ 12歳未満の子を養育し児童手当(一方の親のみ受給)を受給中であって、無業又は低収入のため年金保険料が拠出できない期間は、基礎年金については保険料納付期間として、国家第二年金については年15,100ポンド(約259.7万円)(2014年)の収入に相当する保険料納付期間としてみなされる。(国民保険料の納付義務がある自営業者は対象外)(換算レート: 1ポンド=172円)
フランス	(1) 出産休暇期間は、保険加入期間とみなされる。 (2) 子を養育した母親について、子を育てた期間1年につき1適用四半期、子一人につき8適用四半期を上限として保険加入期間が付与される(一定の条件を満たす場合、そのうち4適用四半期を父親に付与することも可能)。 (3) 育児休業を取得した父親又は母親(上記(2)の保険加入期間加算を受けることを選択した者を除く。)に対して、育児休業期間と同じ長さの期間を保険加入期間として付与する。 (4) 3人以上の子を養育した父親及び母親に対して、年金額を10%加算する。
スウェーデン	(1) 育児休業中の労働者については、育児休業給付も保険料の賦課対象となる。 (2) ただし、年金額に反映される保険料納付記録については、以下の3つのうち最も高い額を基礎とした保険料を納付したものとみなして記録される。 ①子の出生直前1年間の所得、②スウェーデン全体の平均賃金月額の75%、③所得基礎額(年66,800クローネ(約80.2万円、2020年))(換算レート: 1クローネ=12円)

1. 第3号被保険者制度について

2. 第3号被保険者制度導入前後の経緯

3. 女性の就労と第3号被保険者の状況

(1) 女性の就労の状況

- ・女性の就労の進展
- ・非正規雇用の増加

(2) 第3号被保険者の状況

第3号被保険者制度の改正・議論の経緯

昭和29年改正

・ 加給年金の新設

昭和29年 年額4,800円 老齢厚生年金の定額部分の20%
昭和44年 年額12,000円 厚年制度における妻の地位向上
昭和48年 年額28,800円 国家公務員の扶養手当と同額
昭和51年 年額72,000円 有配偶者の年金水準向上

昭和55年改正

・ 加給年金の増額(年額72,000円→180,000円) (単身と世帯の年金水準の調整)

昭和60年改正

・ 基礎年金制度、第3号被保険者制度の創設(S61.4施行) (サラリーマン世帯の専業主婦も国民年金の強制加入対象とし、自分名義の年金権を確保)

平成16年改正

- ・ 3号を抱える2号の保険料負担は夫婦で共同負担したものとの基本的認識を法律上明記
- ・ 3号分割制度の創設(H20.4施行)
(離婚等の場合に、3号側の請求により3号期間中の配偶者の標準報酬を2分の1分割)

平成25年改正

- ・ 3号不整合問題への対応
 - 不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正
 - 不整合期間を「カラ期間」扱いとし無年金を防止
 - 過去10年間の不整合期間の特例追納(3年間の時限)

昭和54年4月 年金制度基本構想懇談会報告

昭和59年1月 社会保険審議会・国民年金審議会答申

平成10年10月 年金審議会意見(検討会設置を提言)

平成13年12月 女性と年金検討会報告書(6つの見直し案)

平成14年12月 厚労省「方向性と論点」(4つの見直し案)

平成15年9月 社会保障審議会年金部会意見(適用拡大で対応)

平成19年頃～ 年金記録問題・3号不整合問題

平成23年6月 社会保障・税一体改革成案(二分二乗)

平成23年12月 社会保障審議会年金部会議論の整理

平成24年2月 社会保障・税一体改革大綱

平成27年1月 社会保障審議会年金部会議論の整理

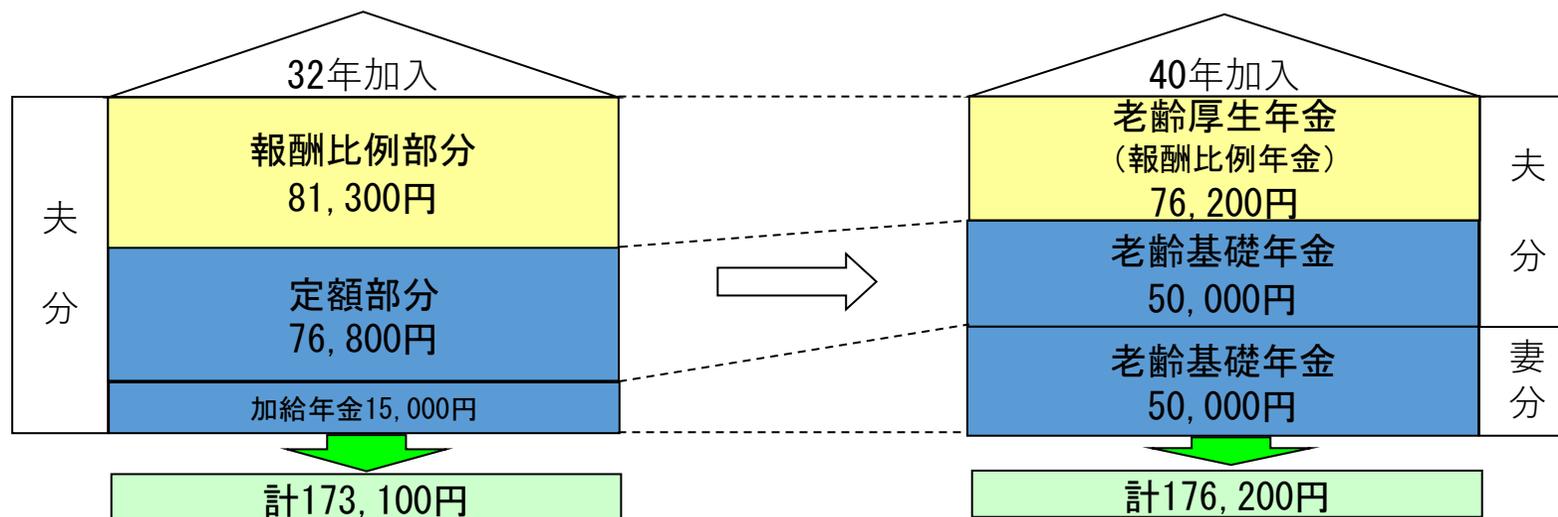
令和元年9月 働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会 議論のとりまとめ

令和元年12月 社会保障審議会年金部会議論の整理

第3号被保険者制度の導入経緯

- 国民年金制度発足時（昭和36年）は、厚生年金が世帯単位の給付設計（夫名義の年金で夫婦2人が生活できるような給付設計）となっていたことを踏まえ、厚生年金など被用者年金の被保険者の妻（サラリーマン世帯の専業主婦）については、国民年金の強制適用の対象とはせず、ただし、任意には加入できることとしていた。
- その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金に加え、妻の国民年金が支給されることとなり、夫婦2人分の受給額は夫婦とも40年加入する頃には、現役時代の夫の収入よりも多くなることが予測された。
一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金は受給できず、さらに、離婚した場合には、自分名義の年金がないという問題があった。
- 昭和60年の年金改正において、サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、自分名義の年金権を得られるようにした。その際、第3号被保険者については、健康保険において被扶養配偶者は自ら保険料を負担せず医療保険給付を受けているのと同様に、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。
- また、年金の給付水準については、夫の1人分の年金水準ではなく、妻の基礎年金を含めた夫婦2人分の年金水準について、現役時代の所得とのバランスが取れるように設定していくこととなった。

<基礎年金導入による標準年金額の変化のイメージ（昭和61年→成熟時）>



昭和54年4月18日 『「わが国年金制度の改革の方向」—長期的な均衡と安定を求めて—』（年金制度基本構想懇談会^(※)報告）

(※)年金制度基本構想懇談会：厚生大臣の私的諮問機関として、有澤廣巳・東大名誉教授を座長とし、昭和51年5月に発足

第二 改革の方向

一 給付水準

(i) 年金制度における適用及び受給状況の変化

4 単身と夫婦の水準

現在のわが国の被用者年金の給付水準の問題点の一つとして、単身の場合と夫婦の場合とで実質的な水準の相違がないということが挙げられる。

単身の場合と夫婦の場合では、世帯としての生活費には相当程度の相違があり、諸外国においては、夫婦の場合には、単身の場合に比して五割程度高く給付水準を設定している例が多い。

わが国の被用者年金の場合は、夫婦を念頭においた給付水準が設定されているが、その結果、相対的に単身者は、夫婦に比し有利な水準設定となっているということができよう。

一方、夫婦共働き世帯で、夫婦がそれぞれ被用者年金から年金を受ける場合や、夫が被用者年金制度から、妻が国民年金から年金を受ける場合には、今後、加入期間の長期化に伴い、世帯として受ける年金額が相当高くなることが考えられる。さきに述べたように、今後長期的にみれば、個人個人がそれぞれ制度の本来的な年金を受けるようになることが見込まれるので、被用者年金においても、単身と夫婦の給付水準を見直し、段階的に単身の水準を夫婦の場合に比し、適切で均衡のとれたものになるようにしていく必要があり、また、世帯類型等に応じ、合理的な給付の調整を行う必要がある。

二 給付体系

3 単身と夫婦の給付体系

単身者と夫婦の給付水準を、適切で均衡のとれたものとするためには、年金の計算方式そのものの再検討が必要であるが、当面、妻の被扶養者給付分の拡充を図っていくとともに、単身の給付水準を見直していく必要がある。

現在、加給年金のない共済組合については、同様の給付体系の整備を図っていく必要があろう。同時に、妻が自分自身の年金を受ける場合には、妻自身の年金と夫の年金の加給年金との間に合理的な調整が必要である。

四 婦人の年金

1 被用者の妻の国民年金への任意加入制度

(i) 任意加入制度の問題

被用者の妻の国民年金への任意加入制度は、国民年金発足当時、自営業者などの妻は国民年金へ強制加入し、自分自身の年金を受けることとなるのに対し、被用者の妻は夫が死亡した場合には遺族年金が受けられるが、夫と離婚すれば年金を受けられないなど、制度の仕組みのうえで必ずしも十分保護されていないことを考慮して設けられたものであり、その背景には当時厚生年金などの水準が十分でないという事情もあった。

しかしながら、任意加入制度のもとでは、加入しなかった妻は高齢で夫と離婚した場合に年金による保障を受けられない場合がある等、被用者の妻に対する年金の保障として不十分な点があることは否めないし、本来は強制保険であるべき社会保険において加入と脱退が自由である仕組みを残しておくことは、制度上の問題もあり、また、その運営にも不安定な要素をもたらすおそれがある。

一方、厚生年金及び国民年金の水準は、当時とは比較にならないほど改善されており、今後、国民年金の加入期間が長期化するに伴い、任意加入した場合と任意加入しなかった場合とで、世帯として受ける年金額に大きな格差を生ずることとなる。

(ii) 任意加入制度の将来の方向

したがって、被用者の妻の国民年金への任意加入制度を存置しておくことは問題と考えられるが、…(中略)…国民年金はもちろんのこと、年金制度全体の適用、給付の仕組み、費用負担、財政等に与える影響、それに伴い必要とされる措置等について、十分な検討を行った上で決定すべきであり、いま直ちに任意加入制度を廃止することは困難と考えざるをえない。

第三 改革のすすめ方

二 当面の改善

2 婦人の年金

…(中略)…前述したように老齢年金の単身水準を夫婦の場合に比し、適正で均衡のとれたものにするとともに、遺族年金の支給要件の見直し、老齢年金との間の必要な併給調整等をも併せ行う必要がある。

一方、これは、前述したように、年金制度における婦人の位置付けの一環として検討が必要な問題であり、被用者の妻の国民年金任意加入制度の今後の方向と大きな関連を有している。将来、被用者の妻についての国民年金全員加入を考える場合においては、遺族年金の性格、役割も変容していくこととなる点を十分留意する必要がある。

この被用者の妻の国民年金任意加入制度の今後の方向付けについては、現在までの審議段階においては必ずしも明確な結論を出すに至らなかったが、この問題については、さらに細部にわたる検討をすすめ、早期に結論を得る必要がある。

昭和58年7月15日「厚生年金保険制度改正に関する意見」（社会保険審議会厚生年金保険部会）

第二の課題は、年金の給付を夫婦単位で考えるか個人単位で考えるかという問題である。厚生年金保険をはじめとする被用者年金においては、年金の給付水準は世帯単位で構成されているが、夫婦世帯と単身世帯との水準分化は不十分である。これに対し、国民年金においては、夫婦世帯においても、夫・妻それぞれが被保険者、受給権者となるという構成である。さらに被用者の妻は国民年金に任意加入できるという複雑な仕組みになっている。こうした制度上の複雑さに加え、近年における婦人のライフサイクルの顕著な変化を反映して、夫婦の就業形態、年金加入の態様により、世帯における給付水準は極めて多様になっている。このため、厚生年金保険の給付水準を検討する場合においても、婦人の年金をどのように考えるかが重要な要素とならざるを得ない。

厚生年金保険の給付水準としては、夫婦世帯と単身世帯のバランスを合理化するものとし、一方、被用者の妻の大半がすでに国民年金に任意加入していること、任意加入していない妻が障害者になった場合や離婚した場合の年金保障が十分でないことを考慮して、すべての婦人に独自の年金権を確立するという方向で検討すべきであろう。

昭和59年1月24日「基礎年金の導入等に伴う改正について」（社会保険審議会答申）

今回の諮問案は、全国民に共通する基礎年金を導入することにより、…被用者世帯における夫婦世帯と単身世帯の給付水準の分化、婦人の年金権の確立及び給付と負担の適正化を図ることを主たる内容としている。これらは昨年七月当審議会厚生年金保険部会が提出した意見に沿ったものである。…諮問案については、基本的に了承するので、その早期実現に努められたい。次の各事項については、なお検討を要する点もあるので、以下、順を追って意見を述べる。

- 夫婦世帯の年金水準は妥当であるが、単身世帯の水準が低すぎるのではないかとの意見(被保険者側)があったが、夫婦世帯と単身世帯の水準分化を図ることについては、昨年七月の意見書において強く要請したところであり、諮問案の給付設計は、この要請を満たしつつ、適正な被用者世帯の年金水準を確保していくためには適切なものであるとの意見(事業主側・公益側)があった。

昭和59年1月26日「国民年金制度の改正について」（国民年金審議会答申）

…標記については、二十一世紀の本格的な高齢化社会における安定した年金制度の基盤を確立するため、国民年金制度の適用を拡大し、全国民共通の基礎年金を支給する制度に発展させるものであり、当審議会が、昭和五十四年九月に提言した国民年金制度の改正に関する意見の趣旨にも適合するものとして、了承する。

また、従来からの懸案であった、被用者の妻の年金保障、二十歳前に初診日のある障害者の年金問題及び在外邦人の適用問題が解決される点は、高く評価する。

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書」

(第3号被保険者制度の見直し案(6案)) 平成13年12月

(1/2)

<p>現行</p>	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担一夫一定率負担】</p> <p>通常は所得のない第3号被保険者に独自の保険料負担を求めるとせず、第3号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担するもの。</p>
-----------	---

<p>第Ⅰ案 (妻が分割賃金で定率負担)</p>	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を負担能力に応じて負担一妻一定率負担】</p> <p>潜在的な持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の保険料負担を求めるという仕組み。個人で負担し個人で給付を受けるという考え方を、応能負担の仕組みを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となる。また、報酬比例部分も含め、離婚した場合の年金給付のあり方が明確となる。</p>
<p>第Ⅱ案 (妻が1号と同額を定額負担)</p>	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担一妻一定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に、第3号被保険者たる妻自身に、第1号被保険者と同額の保険料負担を求めるという仕組み。第3号被保険者も含めて個々人全員が受益に着目した負担という考えから保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
<p>第Ⅲ案 (夫が1号と同額を定額負担)</p>	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担一夫一定額負担】</p> <p>第2号被保険者の定率保険料は第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号被保険者の保険料と同額を加算した保険料負担を求めるという仕組み。所得のある者から保険料負担を求めるという考え方を貫きつつ、受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
<p>第Ⅳ案 (3号世帯の夫全体で定率負担)</p>	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担を受益に着目して負担一夫一定率負担】</p> <p>まず第2号被保険者の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した保険料負担を求めるという仕組み。被用者の保険料負担に係る応能負担の考え方を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益に着目した負担という考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を解消できる。</p>
<p>第Ⅴ案 (高所得の夫全体で定率負担)</p>	<p>【第3号被保険者に係る保険料負担をより徹底した形で負担能力に応じて負担一夫一定率負担】</p> <p>夫の賃金が高くなると専業主婦世帯の割合が高まることに着目し、高賃金者について、標準報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求めるという仕組み。片働き世帯が相対的に高賃金であることに着目して、高賃金者の保険料負担を引き上げることにより、実質的に第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>
<p>第Ⅵ案 (3号の対象を育児・介護に限定)</p>	<p>第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限るという仕組み(その余の期間については、他案のいずれかの方法で保険料負担を求め)。第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る保険料負担についての不公平感を縮減できる。</p>

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書」

(第3号被保険者制度の見直し案(6案)) 平成13年12月

(2/2)

第Ⅰ案 (妻が分割賃金で定率負担)	→ 論点①、②、⑦ (その他) ・雇用関係のない妻自身に賦課される保険料の特別徴収(いわゆる天引き)が可能か、仮に特別徴収ができなければ未納の増加を招くおそれはないか
第Ⅱ案 (妻が1号と同額を定額負担)	→ 論点②、③、④、⑦ (その他) ・雇用関係のない妻自身に賦課される保険料の特別徴収(いわゆる天引き)が可能か、仮に特別徴収ができなければ未納の増加を招くおそれはないか
第Ⅲ案 (夫が1号と同額を定額負担)	→ 論点②、③、④、⑤、⑥、⑦
第Ⅳ案 (3号世帯の夫全体で定率負担)	→ 論点②、③、⑤、⑥、⑦
第Ⅴ案 (高所得の夫全体で定率負担)	→ 論点⑦ (その他) ・部分的な解決策にとどまるのではないか、賃金の高い者により多くの負担を求める手法が今日の税制や社会保障制度における所得再分配施策の流れの中でどのように位置付けられるのか
第Ⅵ案 (3号の対象を育児・介護に限定)	→ 論点⑦ (その他) ・育児・介護期間中以外の被扶養配偶者の扱いをどうするか、育児・介護期間中にある者に年金制度上の特別な配慮をとることが妥当か

論点①：潜在的な持分権に関する論点

潜在的な持分権の具体化による賃金分割という手法が、我が国の税制、労働法制等の社会制度に組み込まれていない中で、現段階で年金制度のみがこの考え方を政策として採用できるか

論点②：事業主負担に関する論点

現在、第3号被保険者に係る保険料負担の半分は、実質的には事業主の負担により賅われているが、引き続き事業主に負担を求めることができるか

論点③：受益に着目して負担するという考え方に関する論点

基礎年金については、拠出金分の保険料を被用者年金制度全体で負担することで、第3号被保険者のみならず、賃金が低く保険料負担の低い第2号被保険者の保険料負担も軽減されている。このような中で、第3号被保険者だけに受益に着目した負担という考え方を適用することが整合的、妥当であるか

諸外国の年金制度においても、応能負担の考え方を基本として、通常は所得がない者は年金制度の適用外となっている中で、諸外国と異なり全国民共通の基礎年金の枠組みをとる我が国において、通常は所得のない者に対して受益に着目した負担の考え方をとり入れることが妥当であるか

論点④：定額保険料に関する論点

現在、やむを得ず第1号被保険者に対してとられている定額保険料の仕組みを、第3号被保険者にも及ぼし、負担の逆進性を一層拡大させることについてどう考えるか

論点⑤：雇用行動に対する影響等に関する論点

片働き世帯の夫(妻)に課される保険料率が共働き世帯の夫と妻に課されるものよりも高くなることについて、事業主の理解が得られるか、また、雇用行動に何らかの影響を及ぼす可能性はないか

論点⑥：共有すべきリスクの分化に関する論点

「所得のない第3号被保険者に係る保険料負担について、被用者の間で共有すべきリスクととらえる社会連帯が崩れており、第3号被保険者に係る保険料負担は、第3号被保険者を抱える被用者の間で負担するのが妥当。」という考え方を背景としているが、被用者間でのリスクの違いには、他にも例えば性別の違いや子供の有無のように様々なものがある中で、社会保険制度の下で国民が共有すべき社会的なリスクをどう考えるか

論点⑦：医療保険に関する論点

医療保険も同じように見直すことが必要なのか

「社会保障審議会年金部会の意見」 (平成15年9月) (第3号被保険者制度について)

- 本部会においては、(引用者註：厚労省「方向性と論点」(H14.12)中の4つの)見直し案のそれぞれについて各委員から多様な意見が出される中、第3号被保険者制度の見直しについて、将来を展望し、ライフコースの多様化に対応できる方向で見直しに取り組むべきであるという意見が多かった。
- その見直しに当たっては、男女を問わずライフコースの中で育児、介護その他の事由から被扶養配偶者となる時期は誰にも生じうるものであり、働いて第1号被保険者となっている者や第1号被保険者と、第3号被保険者期間にある者とを対立するものであるかのようにとらえることは適当ではない。生き方、働き方の個々人の多様な選択と移行に年金制度も円滑に対応していけることを基本に見直しを進めるべきである。

見直し案

部会における意見

方法Ⅰ (夫婦間の年金権分割案)

夫が納付した保険料を夫婦が共同して負担したものとみなし、夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行う

- ・ 女性の貢献が目に見える形になり、現段階における一つの現実的な案であるという意見があった。
 - ・ 男女が格差なく働ける社会が現実のものとなり、分割によらなくても、第2号被保険者として自らの就労により負担し給付を受けられることが一般的となるまでの過渡的なものとして位置づけられるべきであるという意見があった。
 - ・ 年金権は一種の財産権であり、分割される側への十分な情報提供と同意を得るための仕組みが必要との意見があった。
 - ・ 実際には負担なく基礎年金が支給される点は変わりがなく、離婚しない大多数の夫婦にとって年金分割の意味はあまりないとの意見があった。
 - ・ 第3号に限定した年金分割だけでは理解が得にくい、共働き世帯等についても分割を検討していくべきとの意見があった。
 - ・ 婚姻継続中の分割は、その必要性や夫婦間の財産関係についての他の社会制度との整理について問題が多いとの意見があった。
- ⇒ H16改正：離婚時の合意分割(H19.4施行)、3号分割(H20.4施行)の創設

方法Ⅱ (負担調整案)

受益に着目した一定の負担を求める

【Ⅱ-1】 3号に係る拠出金負担を3号を抱える2号の間で定率負担

【Ⅱ-2】 定額負担・定率負担の組合せ(3号は国年保険料の半額を負担、残りを2号全体で定率負担)

- ・ 共働き世帯や単身世帯との不公平感を是正する上で現実的という意見があった。
- ・ 応能負担という厚生年金の原則を変更するのは不相当であるという意見があった。
- ・ 世帯の合計賃金が同じでも、片働き世帯にだけ特別な負担を求めると共働き世帯よりも保険料が高くなるので公平ではないという意見があった。
- ・ 事業主の負担や保険料徴収事務の問題があるとの意見があった。

方法Ⅲ (給付調整案)

3号に保険料負担は求めず給付を減額

【Ⅲ-1】 給付半額(国年免除者扱い)

【Ⅲ-2】 給付3/4(【Ⅱ-2】を前提に、国年半額免除者扱い)

- ・ 第1号被保険者の負担との公平性からみて適切であるとの意見があった。
- ・ 全国民共通のものとして高齢期の基礎的費用を賄う基礎年金の趣旨に反するという意見があった。

方法Ⅳ (第3号被保険者縮小案)

現実に多数の3号が存在することを踏まえ、当面現行制度を維持しつつ、適用拡大によって対象者を縮小

- ・ 本部会の議論では、…(中略)…少なくとも**就業形態の多様化等の状況を踏まえ、基本的には短時間労働者への厚生年金の適用拡大等により、第3号被保険者を縮小していく方向性については一致した。**
 - ・ 現実の第3号被保険者の短時間労働者としての就労状況から見て、現時点での縮小効果は小さいとの意見があった。
- ⇒ H24年金機能強化法：適用拡大(H28.10施行) ⇒ 令和2年改正：更なる適用拡大(R4.10, R6.10施行)

「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」 (抄)

(平成23年12月16日 第8回社会保障審議会年金部会)

V 継続的に検討すべき事項について

(7) 第3号被保険者制度の見直し

<委員の意見>

○ 以下のような意見があった。

- ・ 第3号被保険者制度については、従来の社会経済システムが変化している中で、個人単位化を進めるべきことや、年金制度を働き方や人生の選択に影響を与えない方向としていくため、何らかの見直しが必要である。
- ・ 過去に提案されてきた見直し案については、第3号被保険者がいる世帯の負担が増加するか給付が削減されるものであり、これまで合意が得られるものとなっていないが、個人単位でみて誰もが負担をする方向に見直すべきである。
- ・ 新しい年金制度で提唱されている2分2乗という方向性を踏まえた夫婦共同負担案については、現行の離婚時の分割の基礎となる厚生年金保険法の条文にも沿っており、世帯単位の制度設計と大きな齟齬をきたさない形で個人単位化を進めることができるという意味で評価できる。
- ・ 夫婦共同負担案を採用しても、世帯としての給付と負担の関係が変わらないことから、結局不公平感が残る。
- ・ 遺族給付の在り方や年齢差のある夫婦の場合に、工夫は可能だとしても、制度が複雑になる。
- ・ まずは短時間労働者への適用拡大を進め、第3号被保険者を縮小すべきである。

<今後の課題>

○ 第3号被保険者の見直しについては、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を進めることが考えられる。

5 働き方に中立的な社会保障制度について (第3号被保険者制度について)

- 第3号被保険者制度については、従前より、夫(妻)のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、一人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担、給付とも同じになる構造となっていることが指摘され、この認識をベースに、平成16年改正において、第2号被保険者の負担した保険料は夫婦で共同負担したものと認識する規定が置かれ、第3号被保険者を対象として離婚時などに年金を分割できる制度が導入された。
その一方で、夫(妻)の賃金水準を固定して同様の比較を行うと、同じ保険料拠出に対して、夫(妻)のみ就労の世帯のみが妻(夫)の基礎年金分だけ給付が多い結果となり、この制度設計が公平かどうかについては、本部会における議論においても、評価は分かれている。
- しかしながら、趨勢として共働き世帯が増加していること、生産年齢人口が減少する中で持続的な経済発展に必要な労働力を確保する上で女性の就業促進が重要な課題であること、さらに、女性の活躍促進が労働力の確保だけでなく、これまで以上に多様な価値観を取り込む新たなサービス・製品の創出を促進し、社会全体に活力をもたらすことが期待されていることを踏まえると、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有した。
- 一方で、第3号被保険者の実態をみると、短時間労働に従事している者、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者などが混在している状況にあることが確認できる。本部会においては、このことから、第3号被保険者制度については、この制度を単に専業主婦(夫)を優遇しているのとらえ方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有した。
- このような状況を踏まえると、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」 (抄)

(平成27年1月21日 社会保障審議会年金部会)

(2/2)

○ その際、出産や育児のために離職した者については、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進により継続就業できる環境を整えることで、これまでの産前産後休業や育児期間に対する配慮措置と合わせて、第3号被保険者としてではなく自らの保険料納付実績に基づく年金給付が保障されることとなる。

本部会における議論においては、さらに、これらの政策努力と合わせて、諸外国で行われているような「配偶者」という立場ではなくライフサイクルにおける「個人」の置かれた状況に対応した措置、例えば出産・育児期間を保険料納付済期間とみなす配慮措置を導入するなど、働き方の変化にも対応した二段構えの措置を講じていくのが良いのではないかと、この意見があった。

○ このように整理していくと、最後に純粋な無就業の専業主婦(夫)が第3号被保険者として残ることとなる。

このような者に対しては、平成16年の年金制度改革で導入された夫婦年金分割の考え方をより推し進めるべきという意見、配偶者が平均所得を超える場合には保険料を負担してもらうことも考えられるとの意見、第3号被保険者については免除者と同じ取扱いとして国庫負担分相当の2分の1の給付のみを保障し、別途任意の保険料を拠出した期間に満額の給付を行うという意見などがあった。

○ なお、この問題に関する議論の中で、専業主婦の方に対して第3号被保険者にとどまる場合と第2号被保険者として被用者保険に適用される場合とで将来の年金給付に大きな差がつくことは、多くの識者から指摘されており、実際にこのようなことを説明すると被用者保険への適用に納得していただけることがあること、そもそも第3号被保険者の方は、自らの保険料は夫の給料から引かれていると思い込んでいる人も多いという指摘もあった。高齢単身女性の貧困問題が指摘される今日、当面の保険料負担がどうなるかを超えて、年金制度を正しく理解してもらうための普及・啓発を進めることも、女性の年金確保にとって重要である。

Ⅲ. 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲のあり方

2. 今後の検討の方向性

⑤ 第3号被保険者制度

国民年金第3号被保険者制度は、第2号被保険者に扶養される配偶者自身を国民年金の被保険者とし、基礎年金を保障することで、女性の年金権を確立する上で大きな役割を果たしてきている。その一方、健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者は、自ら追加的な保険料を負担する必要がないため、被扶養者認定基準(現在は年収130万円未満)を意識した就業調整が行われることになり、短時間就労する女性の働き方に大きな影響を与えてきたとの指摘がある。

これまでの適用拡大に対する健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者の対応について見ると、適用を回避するために働く時間を短くする動きも一定程度見られたものの、適用を受容した上で、この機会に働く時間を延ばす動きも相応に確認されており、適用拡大が、被扶養配偶者・第3号被保険者として年収130万円未満の就労を選択していた者の能力発揮の機会を広げる上で一定の効果を上げたと考えられる。

懇談会での議論においても、被扶養配偶者・第3号被保険者自ら被用者保険に加入することにより、一層充実した保障を受けられるようになったほか、被用者による支え合いの仕組みに自ら参加することで、労働者としての意識向上にもつながったのではないかと、また、こうした影響について普及、啓発していく必要があるのではないかと意見があった。

一方で、被扶養配偶者・第3号被保険者は、子育てや介護といった事情がある者、配偶者の扶養の範囲内で就労を希望する者など多様な属性の者が存在するため、本人の事情と希望に応じて柔軟に対応できる仕組みを考えていく必要があるとの意見もあった。

こうした議論を通じて、健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者制度については、働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度とするため、まずは更なる適用拡大を通じて、ある程度働く短時間労働者については被用者保険に加入する形を目指しつつ、制度のあり方についての将来像を議論していく必要性が指摘された。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」 (抄)

(令和元年12月27日 社会保障審議会年金部会)

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性

1 被用者保険の適用拡大

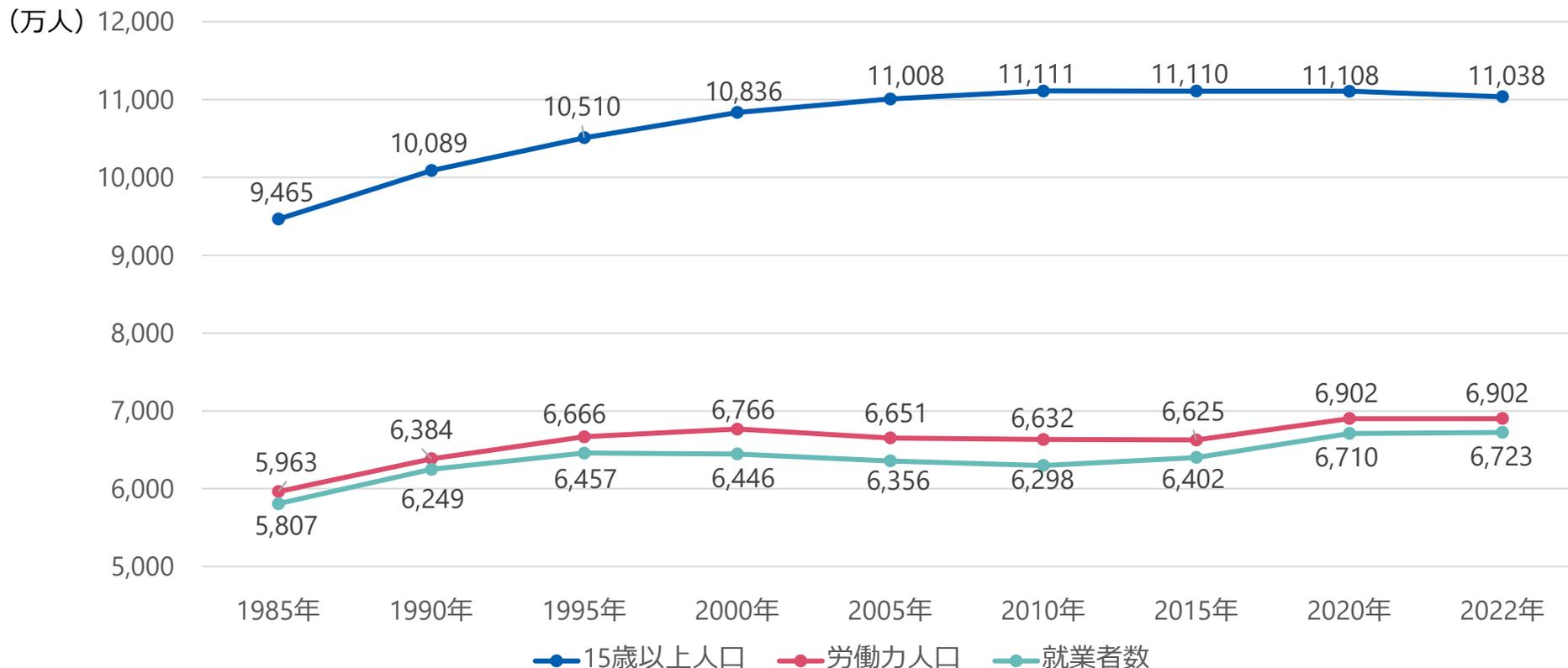
○ 第3号被保険者制度については、前回の「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(平成27年1月21日)において、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性を共有するとともに、第3号被保険者については単に専業主婦(夫)を優遇しているとの捉え方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても認識を共有した。その上で、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要であると整理されている。

今回の適用拡大はこの方向性に沿って一步前進するものであり、引き続きこの方向性に沿った対応を進めていく必要がある。

1. 第3号被保険者制度について
2. 第3号被保険者制度導入前後の経緯
- 3. 女性の就労と第3号被保険者の状況**
 - (1) 女性の就労の状況**
 - ・女性の就労の進展
 - ・非正規雇用の増加
 - (2) 第3号被保険者の状況

労働力人口・就業者数の推移

○ 少子高齢化が進展する中であっても、労働力人口・就業者数は一定数を維持している。



(出所) 総務省「労働力調査」

(注1)「労働力人口」とは、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたものをいう。

(注2)「就業者」とは、「従業者」と「休業者」を合わせたものをいい、自営業主とその家族従業者を含む。

※「完全失業者」とは、次の3つの条件を満たす者をいう。

1. 仕事がなく調査週間に少しでも仕事をしなかった(就業者ではない。)
2. 仕事があればすぐ就くことができる。
3. 調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。)

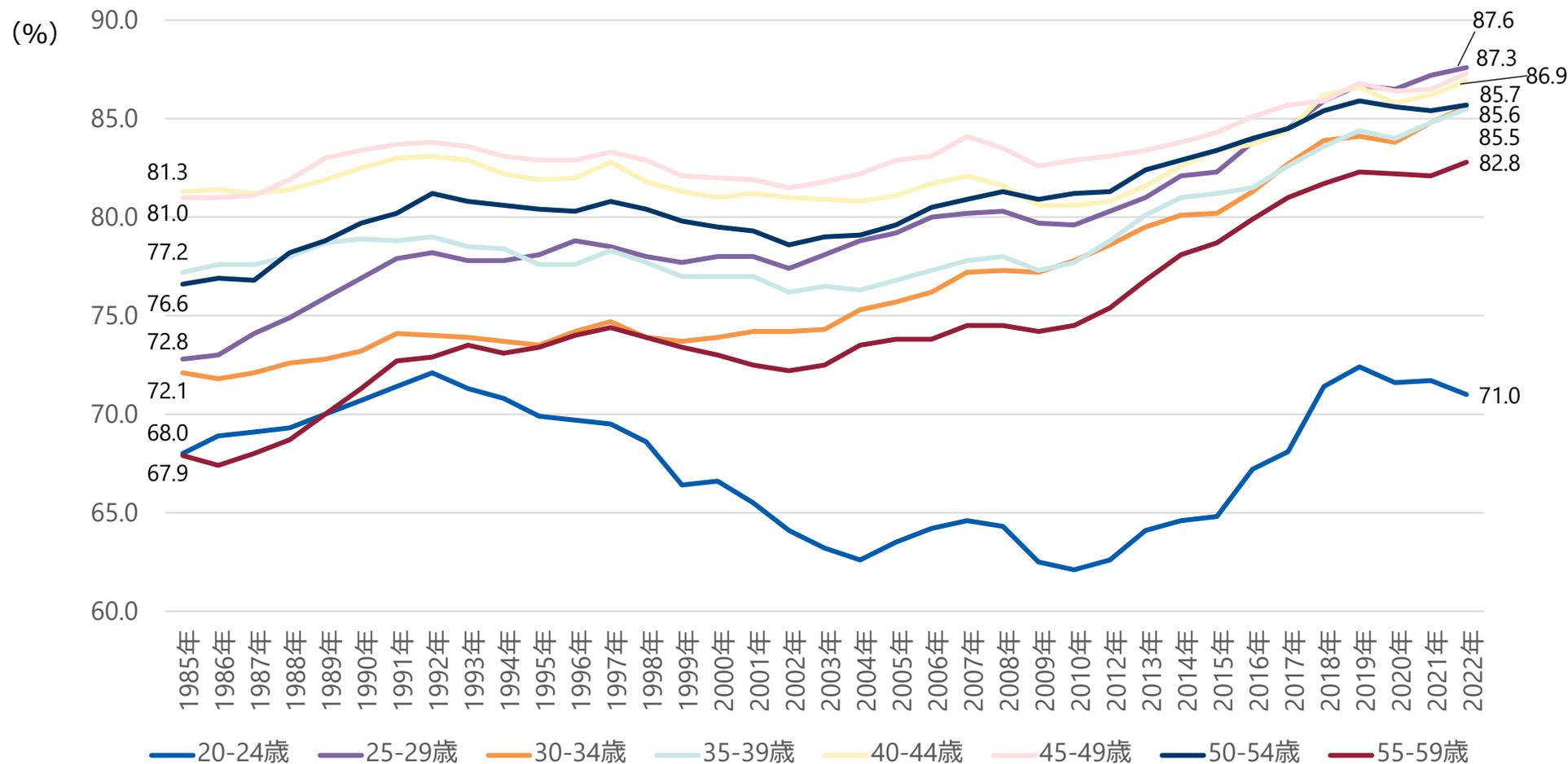
※「従業者」とは、調査期間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者をいう。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。

※「休業者」とは、仕事をもちながら、調査週間に少しでも仕事をしなかった者のうち、

- ・雇用者で、給料・賃金(休業手当を含む。)の支払を受けている者又は受けることになっている者
- ・自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者をいう。

就業率の推移

○ 就業率は20代前半を除き、全体的に上昇傾向にある。



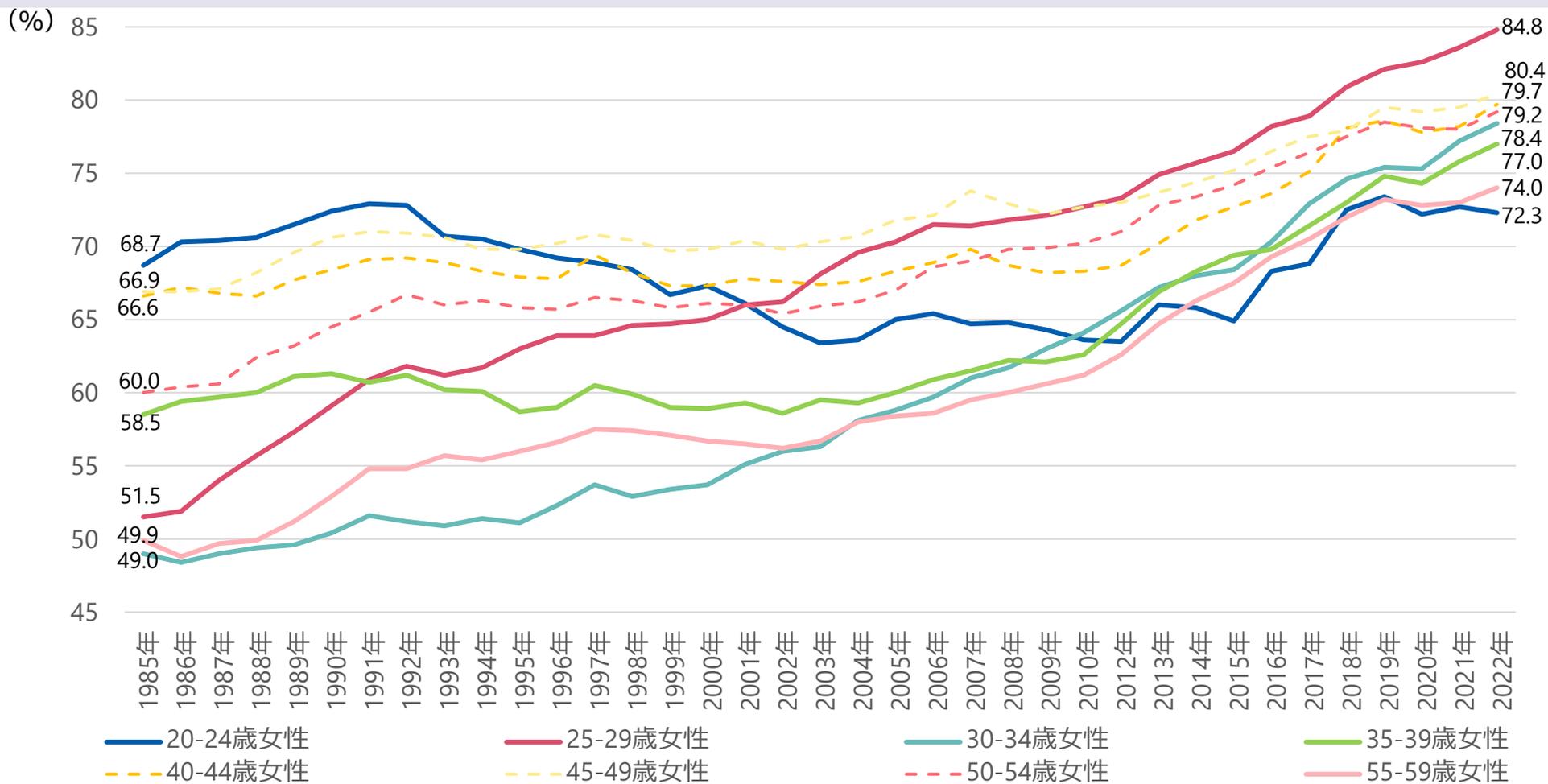
(注1) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

(注2) 2011年のデータは東日本大震災の影響で掲載せず。

(出所) 総務省「労働力調査」

就業率の推移（女性）①

○ 女性の就業率は全体的に上昇傾向にある。特に、20代後半から30代前半までと50代後半の就業率が約40年で大きく上昇している。



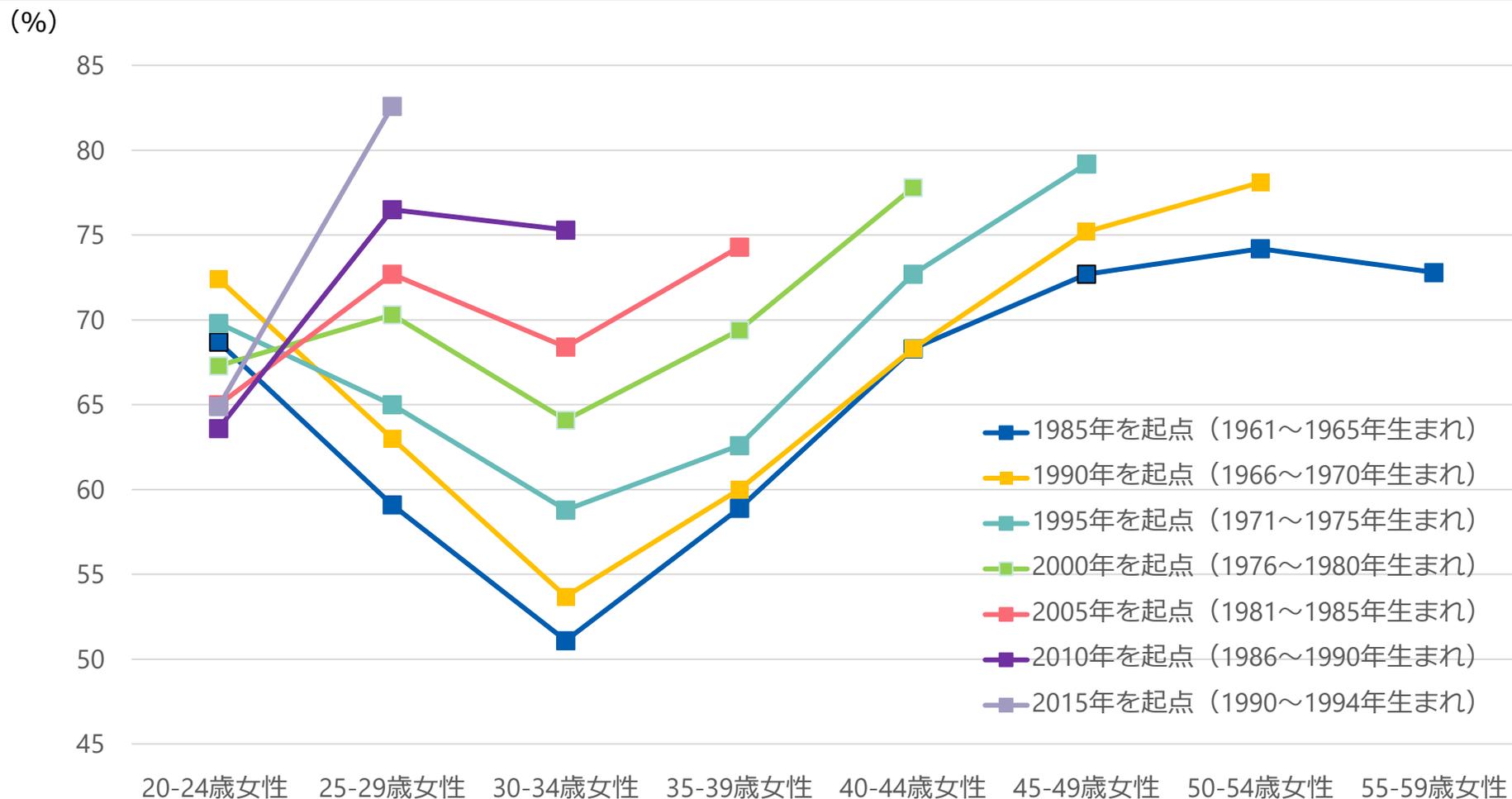
(注1) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

(注2) 2011年のデータは東日本大震災の影響で掲載せず。

(出所) 総務省「労働力調査」

就業率の推移（女性）②

- 世代が若くなるほど各年齢階層における就業率が高い傾向にある。
- 全世代で30代前半に就業率が下がるが、世代が若くなるほど下げ幅は小さくなる。



(注1) 「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合をいう。

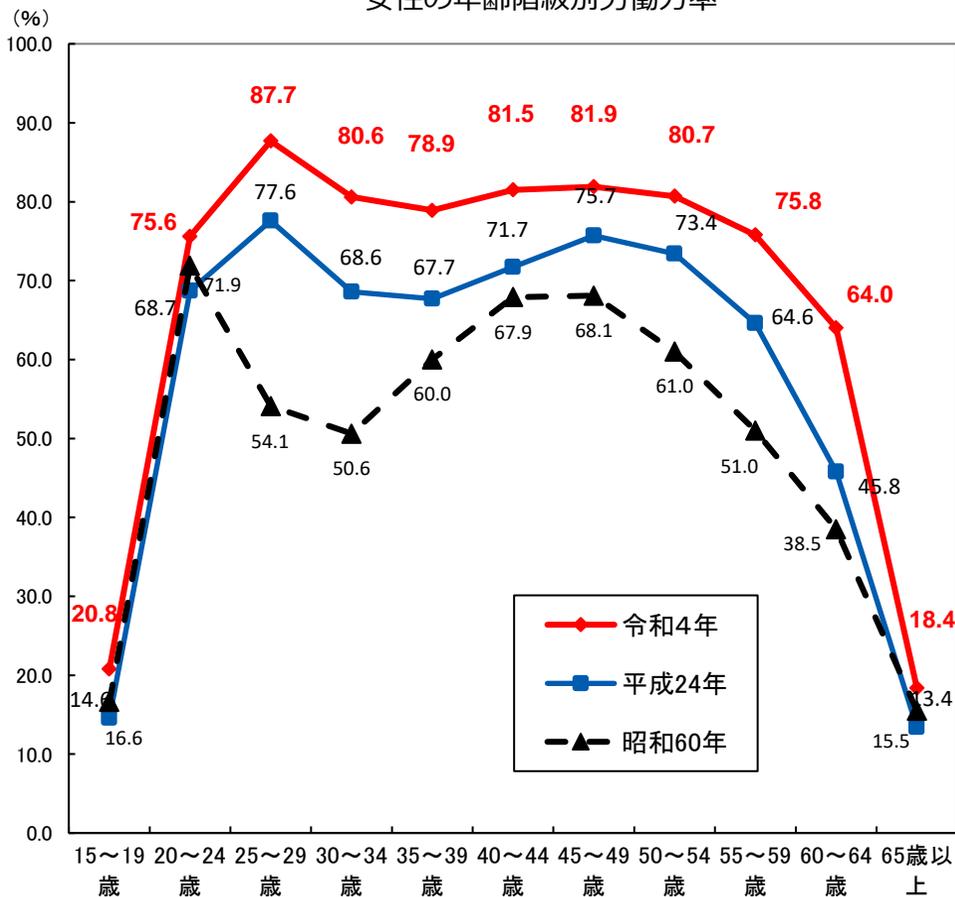
(注2) 2011年のデータは東日本大震災の影響で掲載せず。

(出所) 総務省「労働力調査」

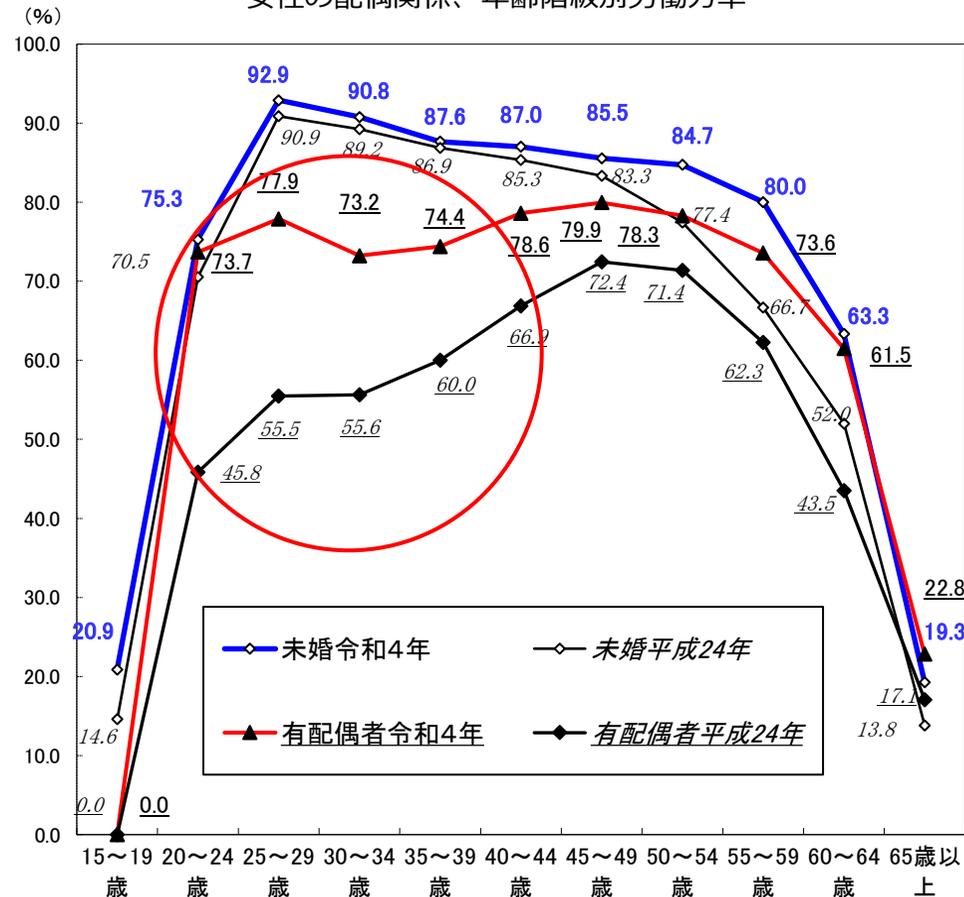
女性の労働力率の変化（全体と配偶関係別）

- 女性の年齢階級別の労働力率はM字型を描いていたが、台形型に近づきつつある。
- 10年前と比べると全ての年齢階級で労働力率は上昇している。
- 10年前と比べると、有配偶者の「20～24歳」、「25～29歳」、「30～34歳」、「35～39歳」、「40～44歳」の上昇幅が大きい。

女性の年齢階級別労働力率



女性の配偶関係、年齢階級別労働力率



(出所) 総務省「労働力調査」

年代別男女の働き方の変化①

- 女性の就業率は、どの年齢階層でも2002年から2022年までにかけて上昇している。
- また、世代が若くなるほど各年齢階級における就業率が上昇する傾向にある。

		女性		
		平成14 (2002) 年	平成24 (2012) 年	令和4 (2022) 年
25～34歳	就業率	61.2%	69.1%	81.4%
	非正規雇用割合	36.7%	40.9%	31.4%
35～44歳	就業率	63.0%	66.7%	78.4%
	非正規雇用割合	52.6%	53.8%	48.4%
45～54歳	就業率	67.3%	72.2%	79.8%
	非正規雇用割合	54.7%	58.4%	54.9%

		男性		
		平成14 (2002) 年	平成24 (2012) 年	令和4 (2022) 年
25～34歳	就業率	90.1%	89.4%	91.3%
	非正規雇用割合	9.4%	15.3%	14.3%
35～44歳	就業率	93.6%	92.6%	93.8%
	非正規雇用割合	5.6%	8.2%	9.3%
45～54歳	就業率	92.5%	92.3%	93.2%
	非正規雇用割合	7.4%	8.6%	8.6%

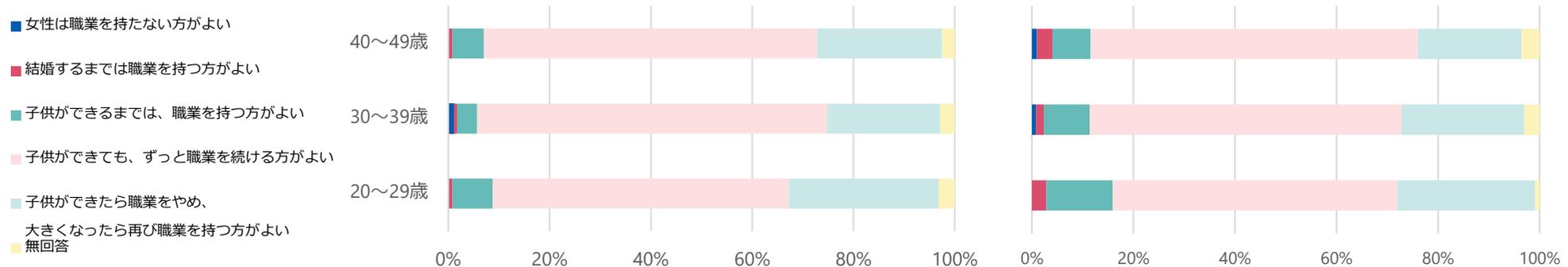
(備考) 1. 就業率は総務省「労働力調査(基本集計)」、非正規雇用割合は「労働力調査(詳細集計)」より作成。
 2. 非正規雇用割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める割合。

年代別男女の働き方の変化②

- 「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考える男女の割合はどの年齢階層でも増加傾向にあり、特に女性がそのように考える割合が大きい。

		女性			男性		
		平成12 (2000) 年	平成21 (2009) 年	令和元 (2019) 年	平成12 (2000) 年	平成21 (2009) 年	令和元 (2019) 年
20～29歳	子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい	30.3%	52.8%	57.7%	26.8%	38.5%	43.8%
	子供が大きくなったら再び職業を持つ方がよい	46.2%	35.2%	20.6%	37.4%	30.8%	28.1%
30～39歳	子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい	36.1%	47.0%	68.4%	37.0%	46.9%	62.9%
	子供が大きくなったら再び職業を持つ方がよい	43.4%	39.4%	23.2%	36.1%	31.3%	23.4%
40～49歳	子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい	40.2%	52.8%	73.7%	35.5%	52.0%	57.0%
	子供が大きくなったら再び職業を持つ方がよい	38.1%	34.0%	19.2%	40.8%	26.5%	25.8%

<女性が職業を持つことに対する意識（令和4（2022）年）>



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成。

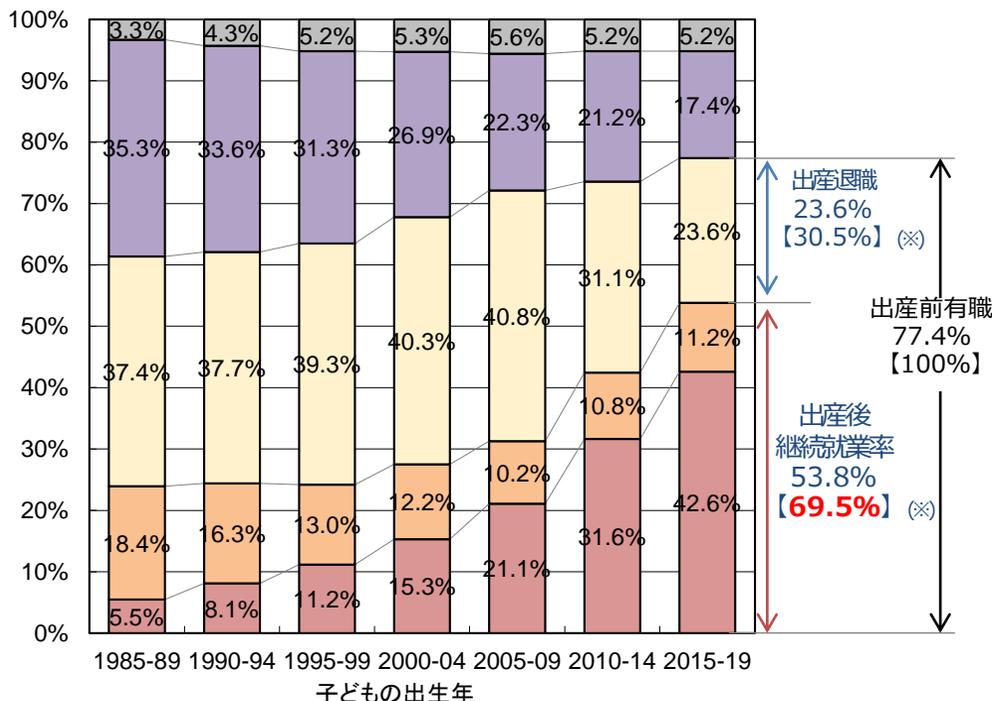
2. 質問文は「一般的に女性が職業を持つことについて、あなたはどうお考えですか」。令和元(2019)年以前の選択肢は「女性は職業を持たない方がよい」「結婚するまでは職業を持つ方がよい」「子供ができるまでは、職業を持つ方がよい」「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」「子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」「その他」「わからない」。令和4(2022)年調査から、調査方法が個別面接聴取法から郵送法に変更となり、選択肢も一部変更となっているため、過去の調査結果との比較はできない。

第1子出産前後の妻の継続就業率・育児休業利用状況

○ 約7割の女性が第1子出産後も就業継続している。雇用形態別にみると、正規職員は育児休業による継続就業が進んでいる。パート・派遣は低水準にあるものの、近年上昇傾向にある。

政府目標：第1子出産前後の女性の継続就業率 70%(令和7年)

第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化

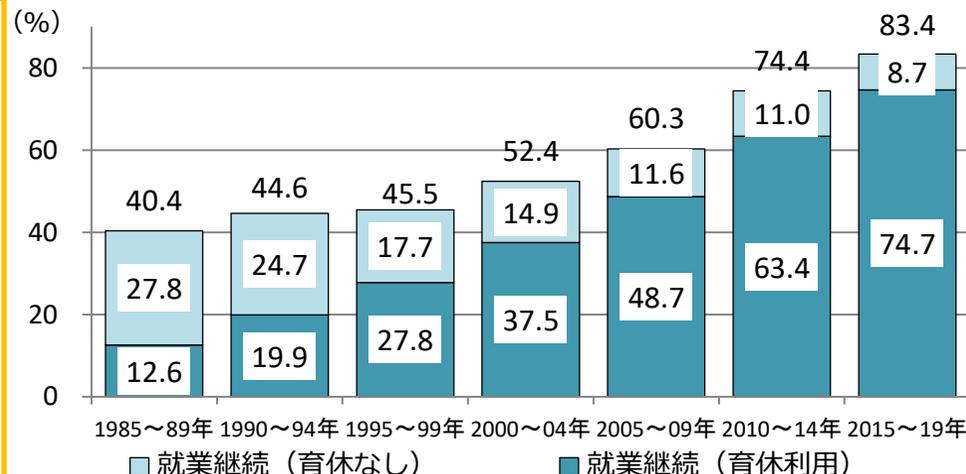


■就業継続(育休利用) ■就業継続(育休なし) □出産退職
□妊娠前から無職 □その他・不詳

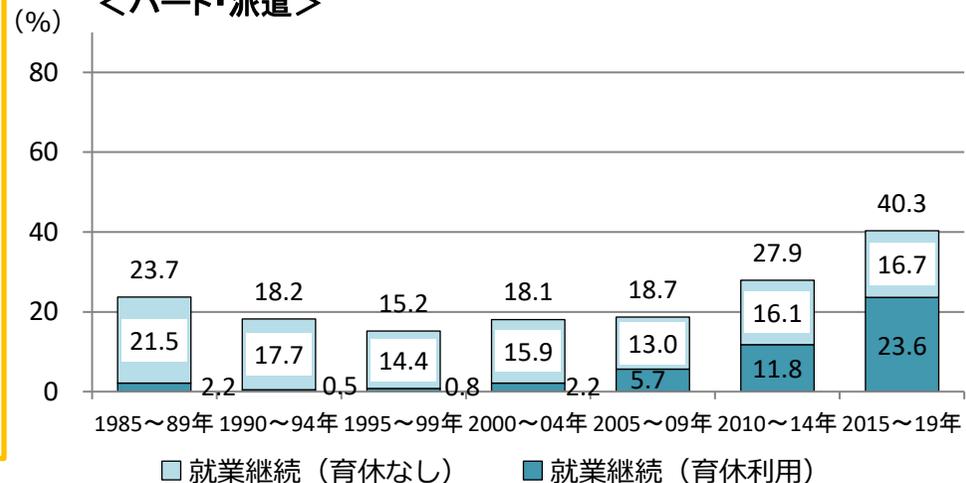
(※)【 】内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出

(注1)就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化をみたもの。
(注2)上記グラフは、対象期間(例:2010~2014)中に出生した女性の就業変化を表している。

<正規職員>

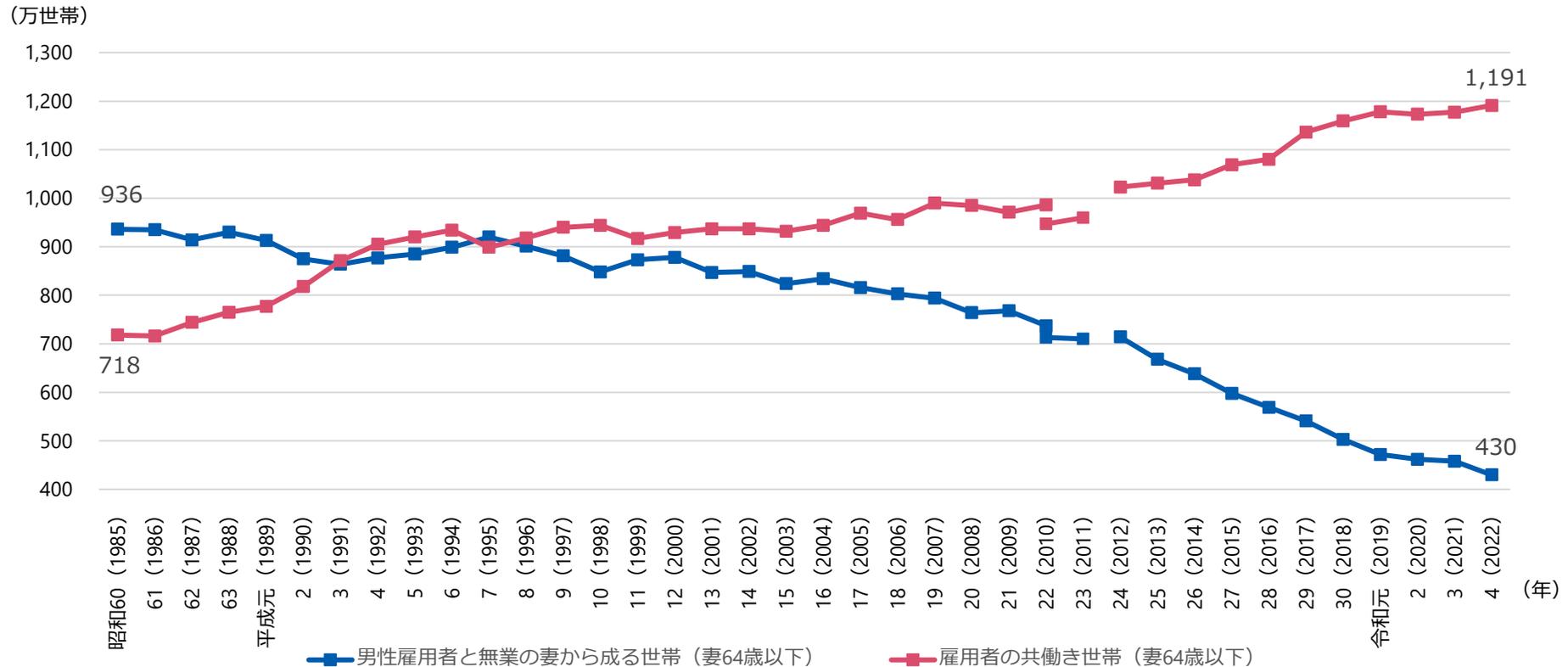


<パート・派遣>



共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）

○ 専業主婦世帯が減少する一方で、共働き世帯は増加。



（備考）1.昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。

「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

2.「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。

平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。

3.「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。

4. 平成22年及び23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

（出所）男女共同参画白書 令和4年版

夫婦の被保険者の組み合わせ

- 第2号被保険者と第3号被保険者の夫婦が全体の44%、次いで第2号被保険者同士の夫婦が42%となっている。
- 平成24年調査と比較すると、第2号被保険者同士の夫婦が増加している。

(単位:千組)

		夫の公的年金の加入状況			
		合計	国民年金 第1号被保険者	国民年金 第2号被保険者	国民年金 第3号被保険者
妻の公的年金の 加入状況	合計	16,373	1,846	14,355	172
		100%	11%(17%)	88%(82%)	1%(1%)
	国民年金 第1号被保険者	1,718	1,305	413	—
		10%(15%)	8%(13%)	3%(2%)	—
	国民年金 第2号被保険者	7,594	541	6,882	172
		46%(32%)	3%(4%)	42%(28%)	1%(1%)
	国民年金 第3号被保険者	7,061	—	7,061	—
		43%(53%)	—	43%(53%)	—

(注1) 令和4年調査の数値(括弧内は平成24年調査の数値)

(注2) 「公的年金に加入していない」の回答は除いて集計したもの。

(注3) 割合は平成24年、令和4年各年の被保険者数の合計に対する割合。

[オプションAの参考] 適用拡大による被保険者数への影響

2019年財政検証
オプション試算

適用状況別の被保険者数の推移(万人、%)

	計				1号被保険者				厚生年金被保険者				3号被保険者			
	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③
2019年度 (令和元)	6,730 (100%)				1,460 (22%)				4,430 (66%)				830 (12%)			
2025年度 (令和7)	6,470 (100%)	6,520 (100%)	6,560 (100%)	6,780 (100%)	1,330 (21%)	1,280 (20%)	1,230 (19%)	970 (14%)	4,410 (68%)	4,550 (70%)	4,770 (73%)	5,410 (80%)	730 (11%)	680 (10%)	560 (8%)	400 (6%)
2030年度 (令和12)	6,190 (100%)	6,250 (100%)	6,300 (100%)	6,520 (100%)	1,210 (20%)	1,160 (19%)	1,100 (18%)	880 (13%)	4,340 (70%)	4,500 (72%)	4,740 (75%)	5,290 (81%)	630 (10%)	590 (9%)	460 (7%)	350 (5%)
2035年度 (令和17)	5,790 (100%)	5,860 (100%)	5,930 (100%)	6,190 (100%)	1,070 (19%)	1,020 (17%)	970 (16%)	760 (12%)	4,160 (72%)	4,320 (74%)	4,570 (77%)	5,140 (83%)	560 (10%)	520 (9%)	390 (7%)	290 (5%)
2040年度 (令和22)	5,420 (100%)	5,500 (100%)	5,570 (100%)	5,830 (100%)	990 (18%)	940 (17%)	890 (16%)	680 (12%)	3,920 (72%)	4,090 (74%)	4,340 (78%)	4,910 (84%)	510 (9%)	470 (9%)	340 (6%)	240 (4%)
2045年度 (令和27)	5,060 (100%)	5,120 (100%)	5,190 (100%)	5,420 (100%)	920 (18%)	880 (17%)	830 (16%)	640 (12%)	3,650 (72%)	3,810 (74%)	4,040 (78%)	4,550 (84%)	480 (10%)	440 (9%)	320 (6%)	230 (4%)
2050年度 (令和32)	4,780 (100%)	4,840 (100%)	4,890 (100%)	5,090 (100%)	880 (18%)	840 (17%)	790 (16%)	610 (12%)	3,440 (72%)	3,580 (74%)	3,800 (78%)	4,270 (84%)	460 (10%)	420 (9%)	300 (6%)	210 (4%)
2060年度 (令和42)	4,320 (100%)	4,370 (100%)	4,420 (100%)	4,600 (100%)	800 (19%)	760 (17%)	720 (16%)	560 (12%)	3,110 (72%)	3,240 (74%)	3,430 (78%)	3,860 (84%)	410 (10%)	380 (9%)	270 (6%)	190 (4%)
2070年度 (令和52)	3,870 (100%)	3,920 (100%)	3,970 (100%)	4,130 (100%)	710 (18%)	680 (17%)	640 (16%)	500 (12%)	2,790 (72%)	2,910 (74%)	3,080 (78%)	3,470 (84%)	370 (10%)	340 (9%)	240 (6%)	170 (4%)
2080年度 (令和62)	3,450 (100%)	3,490 (100%)	3,540 (100%)	3,690 (100%)	630 (18%)	600 (17%)	570 (16%)	440 (12%)	2,490 (72%)	2,590 (74%)	2,750 (78%)	3,090 (84%)	330 (10%)	300 (9%)	220 (6%)	150 (4%)
2090年度 (令和72)	3,100 (100%)	3,140 (100%)	3,170 (100%)	3,300 (100%)	570 (18%)	540 (17%)	520 (16%)	400 (12%)	2,230 (72%)	2,320 (74%)	2,460 (78%)	2,770 (84%)	300 (10%)	270 (9%)	200 (6%)	140 (4%)
2100年度 (令和82)	2,780 (100%)	2,810 (100%)	2,850 (100%)	2,970 (100%)	510 (18%)	490 (17%)	460 (16%)	360 (12%)	2,000 (72%)	2,080 (74%)	2,210 (78%)	2,490 (84%)	260 (10%)	240 (9%)	180 (6%)	120 (4%)

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は経済成長と労働参加が進むケース。

- ① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止(約125万人拡大)
- ② 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止(約325万人拡大)
- ③ 一定以上の収入のある全雇用者を適用(約1,050万人拡大)

【男性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②			適用拡大③		
	1号期間	2号期間	3号期間									
1960年生 (2020年:60歳)	8.6年 (21%)	31.5年 (78%)	0.1年 (0%)	8.6年 (21%)	31.6年 (78%)	0.1年 (0%)	8.6年 (21%)	31.6年 (78%)	0.1年 (0%)	8.6年 (21%)	31.8年 (79%)	0.1年 (0%)
1970年生 (2020年:50歳)	10.6年 (24%)	32.7年 (75%)	0.1年 (0%)	10.6年 (24%)	32.8年 (75%)	0.1年 (0%)	10.6年 (24%)	32.9年 (75%)	0.1年 (0%)	10.4年 (23%)	33.7年 (76%)	0.1年 (0%)
1980年生 (2020年:40歳)	11.1年 (25%)	32.9年 (74%)	0.1年 (0%)	11.1年 (25%)	33.0年 (75%)	0.1年 (0%)	11.1年 (25%)	33.1年 (75%)	0.1年 (0%)	10.6年 (24%)	34.2年 (76%)	0.1年 (0%)
1990年生 (2020年:30歳)	9.5年 (22%)	34.3年 (78%)	0.1年 (0%)	9.5年 (21%)	34.4年 (78%)	0.1年 (0%)	9.5年 (22%)	34.5年 (78%)	0.1年 (0%)	8.5年 (19%)	36.2年 (81%)	0.1年 (0%)
2000年生 (2020年:20歳)	9.0年 (21%)	34.7年 (79%)	0.2年 (0%)	8.9年 (20%)	34.9年 (79%)	0.1年 (0%)	8.9年 (20%)	35.0年 (80%)	0.1年 (0%)	7.4年 (17%)	37.1年 (83%)	0.1年 (0%)
2010年生 (2020年:10歳)	8.9年 (20%)	34.8年 (79%)	0.2年 (0%)	8.8年 (20%)	35.0年 (80%)	0.1年 (0%)	8.7年 (20%)	35.2年 (80%)	0.1年 (0%)	7.2年 (16%)	37.5年 (84%)	0.1年 (0%)

【女性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②			適用拡大③		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1960年生 (2020年:60歳)	9.5年 (24%)	16.7年 (42%)	14.0年 (35%)	9.5年 (24%)	16.7年 (42%)	14.0年 (35%)	9.5年 (24%)	16.8年 (42%)	14.0年 (35%)	9.5年 (23%)	17.0年 (42%)	14.0年 (35%)
1970年生 (2020年:50歳)	9.9年 (24%)	19.9年 (48%)	12.0年 (29%)	9.7年 (23%)	20.4年 (49%)	11.8年 (28%)	9.6年 (23%)	21.2年 (50%)	11.5年 (27%)	9.3年 (21%)	22.7年 (53%)	11.2年 (26%)
1980年生 (2020年:40歳)	10.0年 (23%)	22.3年 (53%)	10.1年 (24%)	9.7年 (23%)	23.3年 (55%)	9.7年 (23%)	9.4年 (22%)	25.0年 (58%)	8.7年 (20%)	8.8年 (20%)	27.5年 (62%)	7.8年 (18%)
1990年生 (2020年:30歳)	8.7年 (21%)	24.5年 (58%)	9.1年 (21%)	8.3年 (19%)	25.9年 (61%)	8.3年 (20%)	7.9年 (18%)	28.5年 (66%)	6.6年 (15%)	6.8年 (16%)	31.9年 (73%)	5.2年 (12%)
2000年生 (2020年:20歳)	8.0年 (19%)	25.6年 (61%)	8.6年 (20%)	7.4年 (17%)	27.2年 (64%)	7.7年 (18%)	6.9年 (16%)	30.2年 (71%)	5.7年 (13%)	5.3年 (12%)	34.4年 (79%)	4.0年 (9%)
2010年生 (2020年:10歳)	7.9年 (19%)	25.7年 (61%)	8.5年 (20%)	7.3年 (17%)	27.5年 (65%)	7.6年 (18%)	6.7年 (16%)	30.7年 (72%)	5.5年 (13%)	4.8年 (11%)	35.4年 (80%)	3.8年 (9%)

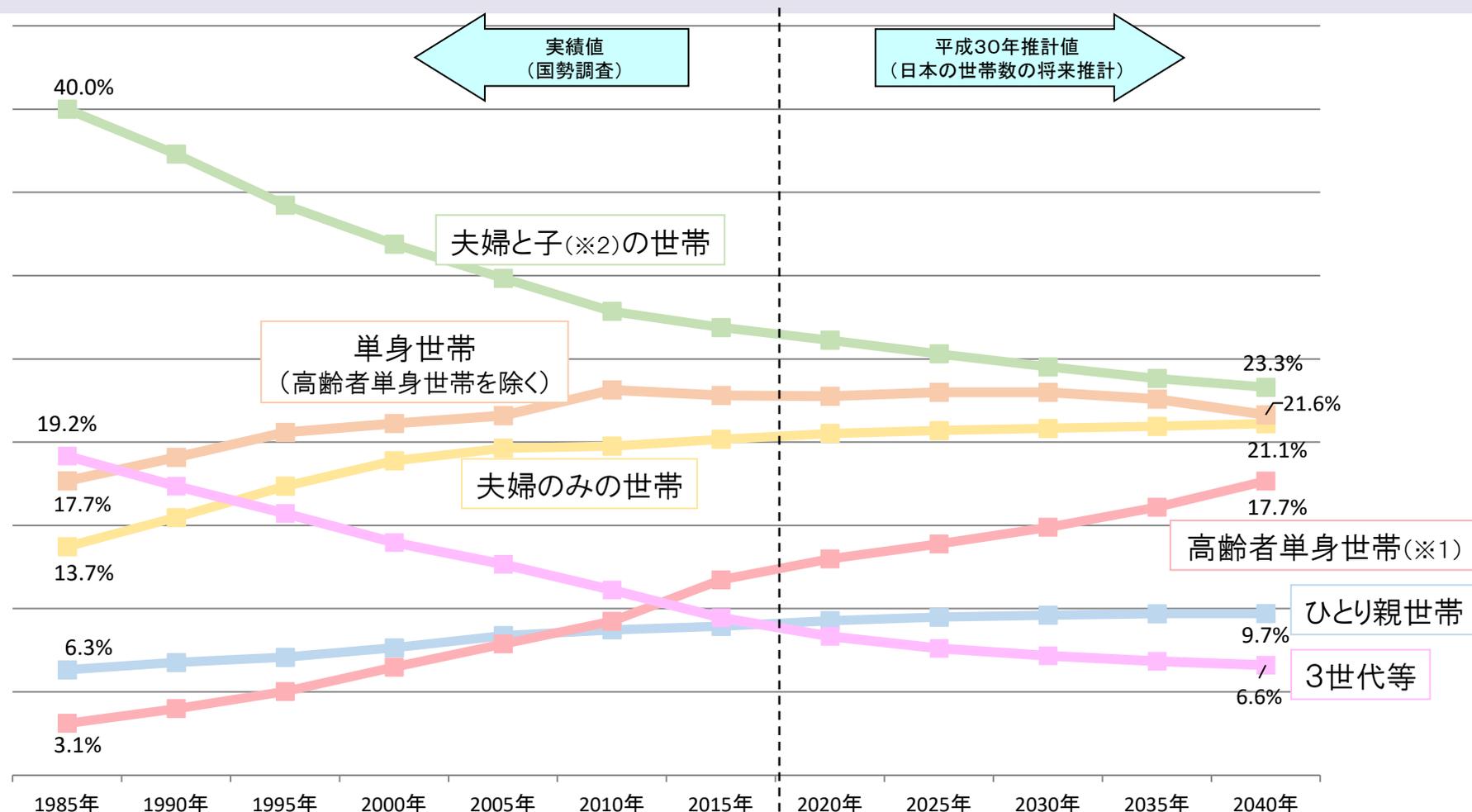
注1:それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。

2:昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。

3:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は経済成長と労働参加が進むケース。

世帯構成の推移と見通し

- 夫婦と子の世帯や3世代等の世帯は、1985年時点では一般的だったものの、大きく減少している。
- 高齢者単身世帯やひとり親世帯については、今後とも増加が予想されている。



(出所) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

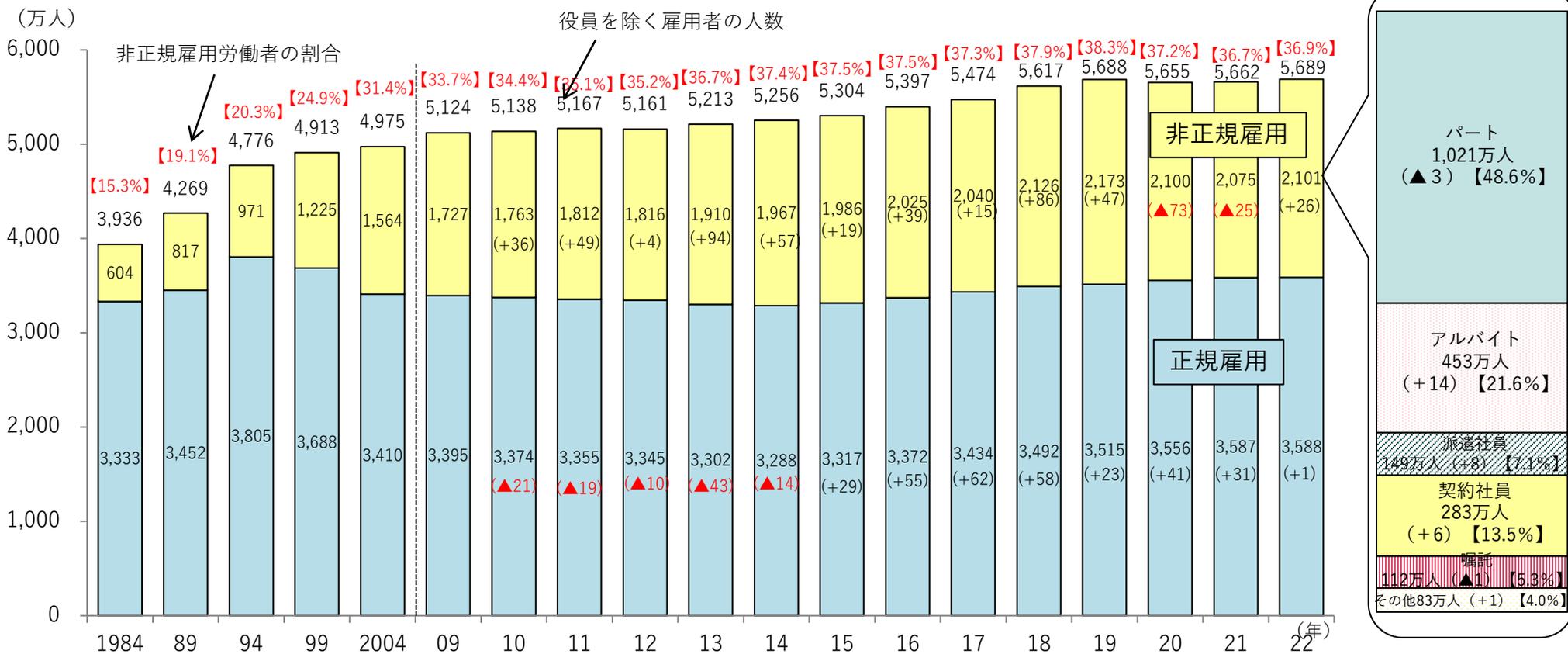
(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

(※2) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

1. 第3号被保険者制度について
2. 第3号被保険者制度導入前後の経緯
- 3. 女性の就労と第3号被保険者の状況**
 - (1) 女性の就労の状況**
 - ・女性の就労の進展
 - ・非正規雇用の増加
 - (2) 第3号被保険者の状況

正規雇用と非正規雇用労働者の推移

- 正規雇用労働者は3,588万人（2022年平均。以下同じ）。対前年比で**8年連続の増加**（+1万人）。
- 非正規雇用労働者は2,101万人。2020年以降対前年比で減少が続いてきたが、**2022年は増加**（+26万人）。
- 役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は**36.9%**。前年に比べ0.2ポイント上昇。

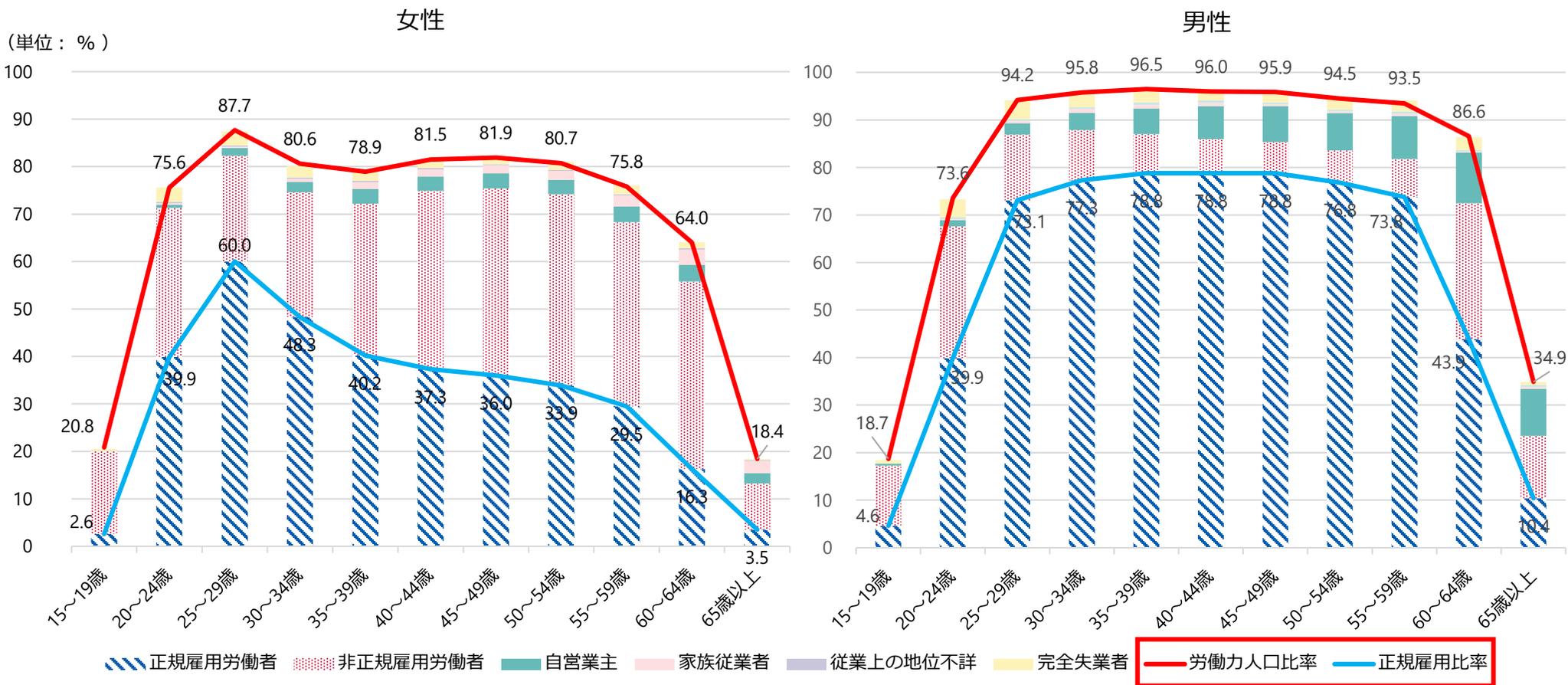


(出所) 1999年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、2004年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

- (注) 1) 2009年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値（割合は除く）。
 2) 2010年から2014年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値（割合は除く）。
 3) 2015年から2021年までの数値は、2020年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）への切替による遡及集計した数値（割合は除く）。
 4) 2011年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（2015年国勢調査基準）。
 5) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 6) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
 7) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 8) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

年齢階級別労働力人口比率の就業形態別内訳（男女別、令和4（2022）年）

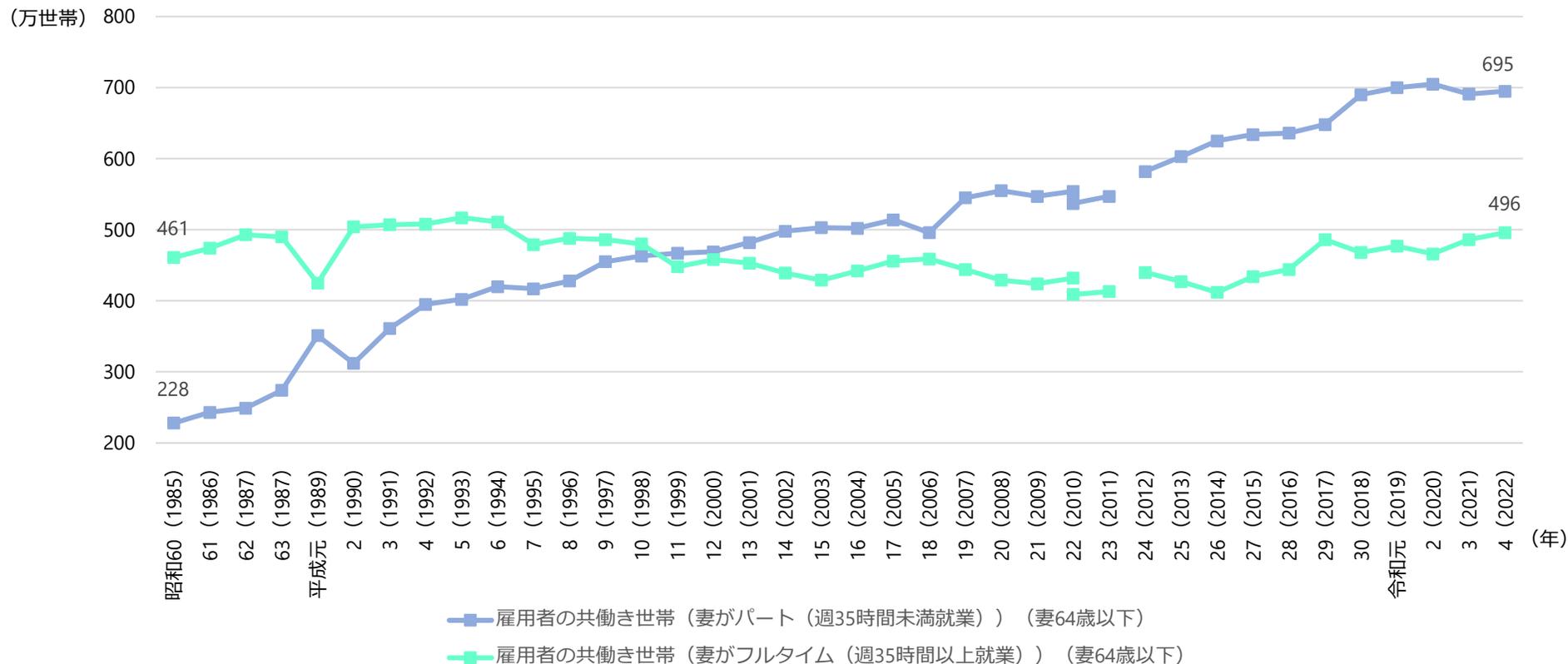
○ 男性は20代後半から50代後半までは正規雇用比率が7割を超えているものの、女性は25～29歳の60.0%をピークに低下し、年齢の上昇とともに下がる、L字カーブを描いている。



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 労働力人口比率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。
 3. 正規雇用労働者は「役員」と「正規の職員・従業員」の合計。非正規雇用労働者は「非正規の職員・従業員」。

共働き等世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）

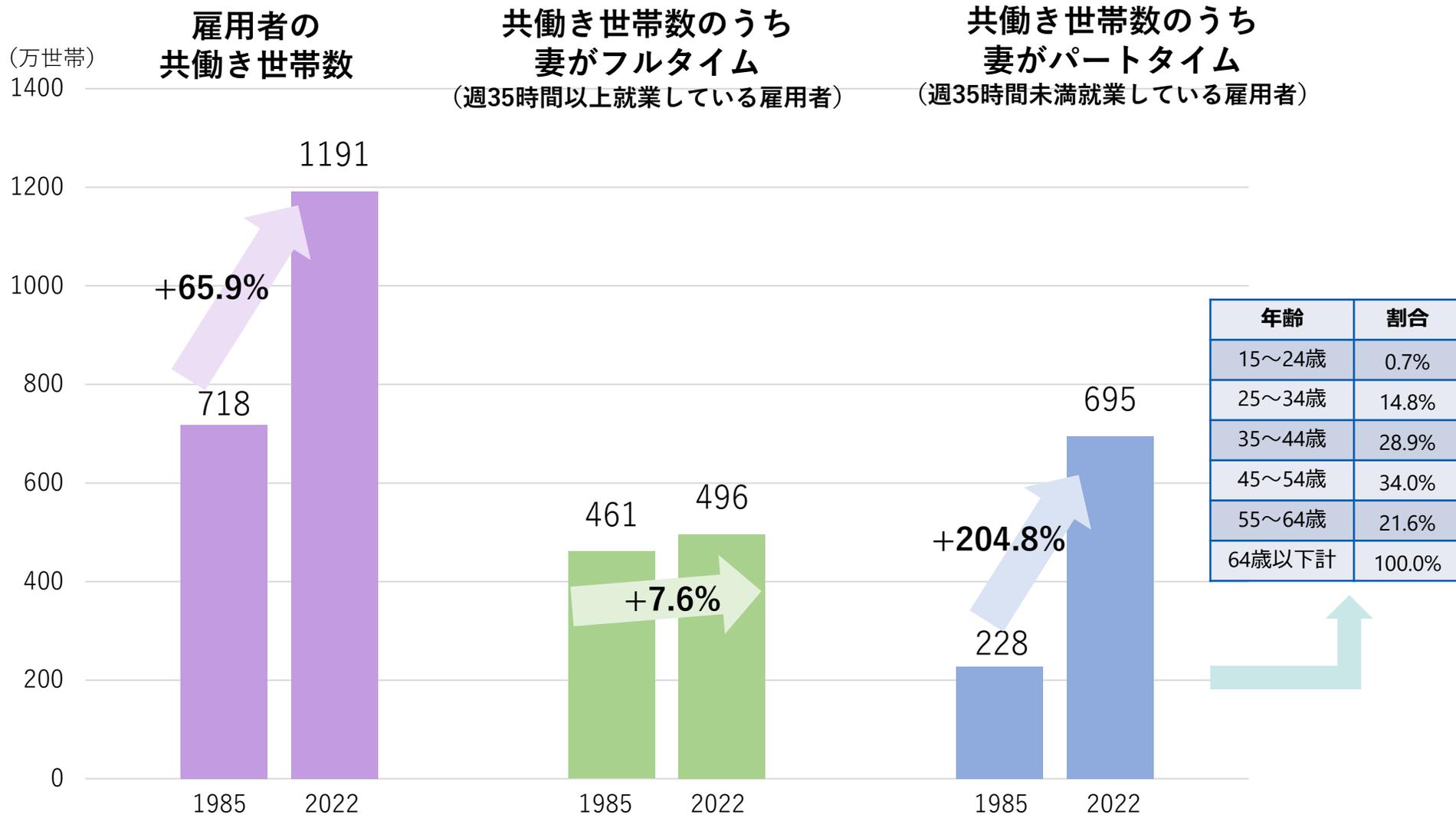
- 妻がパートである共働き世帯数の増加が顕著である。
- 妻がフルタイムである共働き世帯数も、近年上昇傾向にある。



(備考) 1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ妻が64歳以下の世帯。
 3. 平成22年及び23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

昭和60（1985）年と令和4（2022）年の比較（雇用者の共働き世帯数（妻が64歳以下の世帯））

○ 共働き世帯数の増加の大部分は、妻がパートの共働き世帯数の増加によるもの。妻がフルタイムの共働き世帯数は横ばい。



(備考) 1985年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)、2022年は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成

(出所) 内閣府男女共同参画会議 第12回計画実行・監視専門調査会資料(令和4年3月2日)をもとに厚生労働省において一部修正

既婚女性の就業状況

- 既婚女性のうち就業者が7割強となっている。
- 既婚女性就業者のうち雇用の5割強は非正規。

〈既婚女性就業者の従業地位別構成比〉 ※右図の就業者（73.9%）の構成比

(単位：%)

		15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	15～ 64歳	
自営業等	自営業主	-	0.0%	0.1%	0.3%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	3.5%	
	家族従業者	-	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	3.1%	
雇 用 者	役員	-	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	2.7%	
	正規の職員・従業員	0.0%	0.5%	3.4%	4.9%	5.3%	5.7%	6.2%	5.5%	4.2%	2.2%	38.1%	
	非 正 規	パート	-	0.1%	1.0%	2.3%	4.0%	5.8%	7.4%	7.5%	6.2%	5.2%	39.5%
		アルバイト	0.0%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	3.7%
		労働者派遣事業所の派遣社員	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.3%	0.1%	2.7%
		契約社員	-	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	4.0%
		嘱託	-	-	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.5%	1.4%
		その他	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	1.1%
従業上の地位不詳	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%	
就業者 計		0.0%	0.9%	5.3%	8.6%	11.6%	14.4%	17.3%	16.9%	14.0%	11.2%	100.0%	

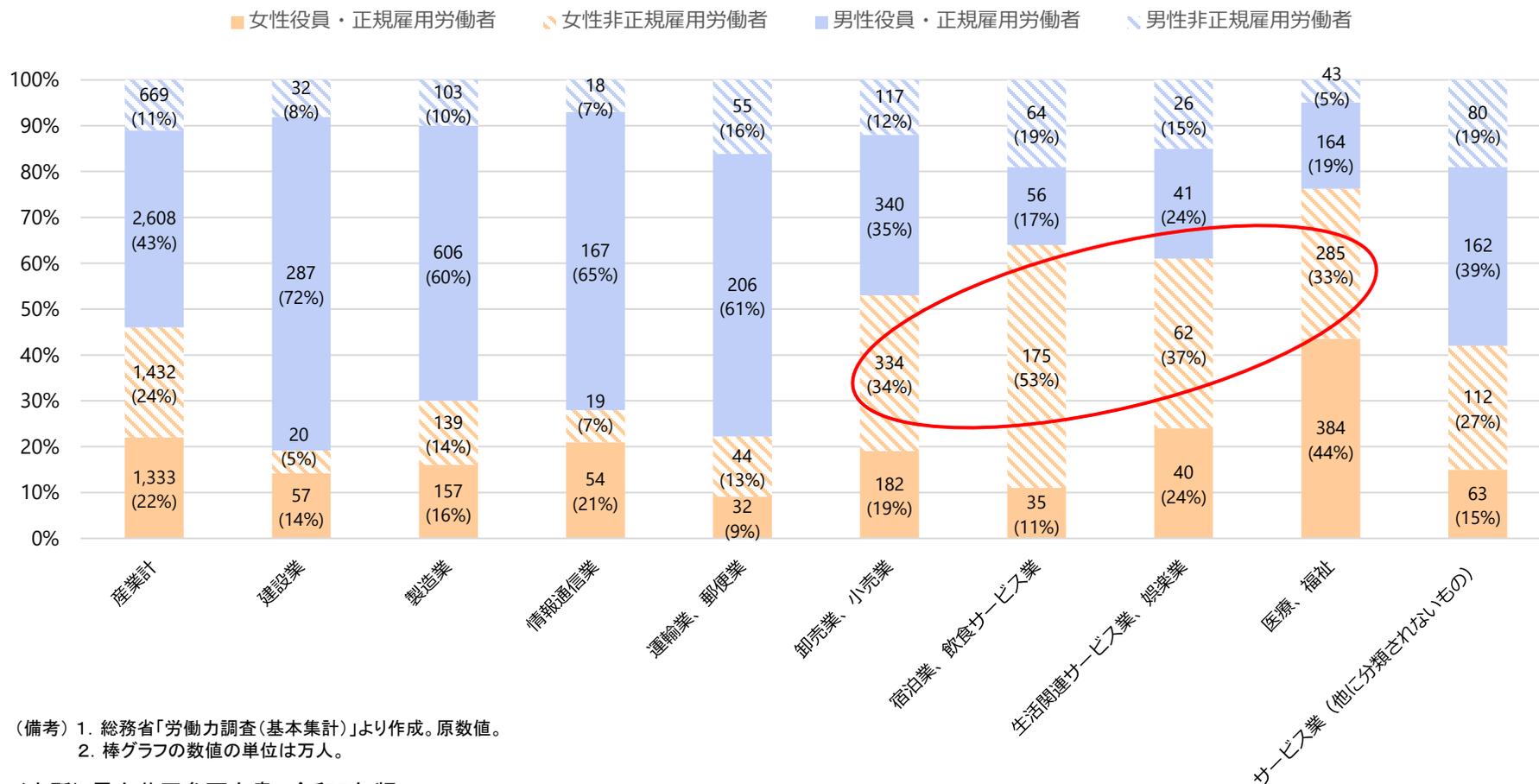
〈既婚女性の就業実態〉

15～64歳人口	100%
労働力人口	74.9%
就業者	73.9%
完全失業者	1.0%
非労働力人口	25.0%
通学	0.1%
家事	23.7%
その他	1.2%
就業状態不詳	0.0%

(単位：%)

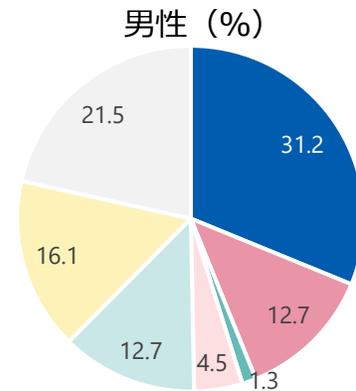
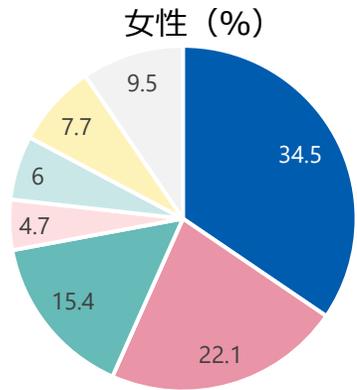
産業別雇用者の雇用形態別割合（令和4（2022）年）

- 女性雇用者の半分以上が非正規雇用労働者となっている一方で、男性雇用者では約8割が正規雇用労働者となっている。
- 女性雇用者の割合が大きい「医療、福祉」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」において、非正規雇用労働者の割合も大きい。

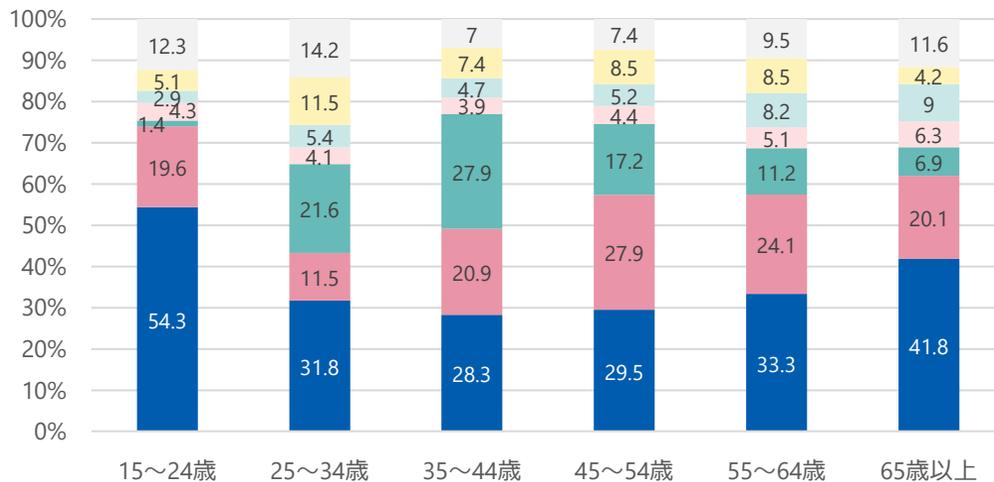


現在の雇用形態に就いている理由（非正規雇用労働者）（令和4（2022）年）

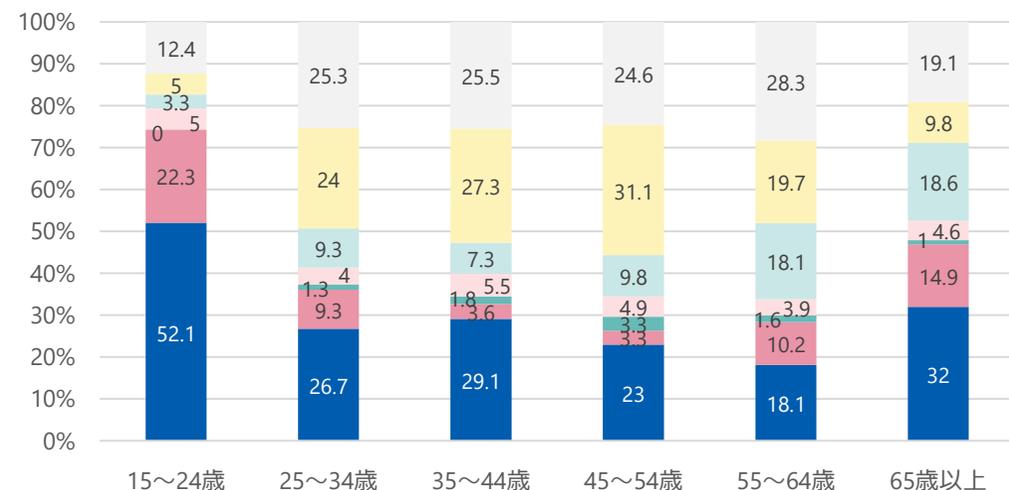
○ 非正規雇用労働者の現在の雇用形態に就いている理由を見ると、男女ともに「自分の都合のよい時間に働きたいから」が一番多い（女性34.5%、男性31.2%）が、女性の場合は「家計の補助・学費等を得たいから」（22.1%）、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」（15.4%）が続き、上記3つの理由の合計が約7割となっている。



年齢階級別（女性）



年齢階級別（男性）

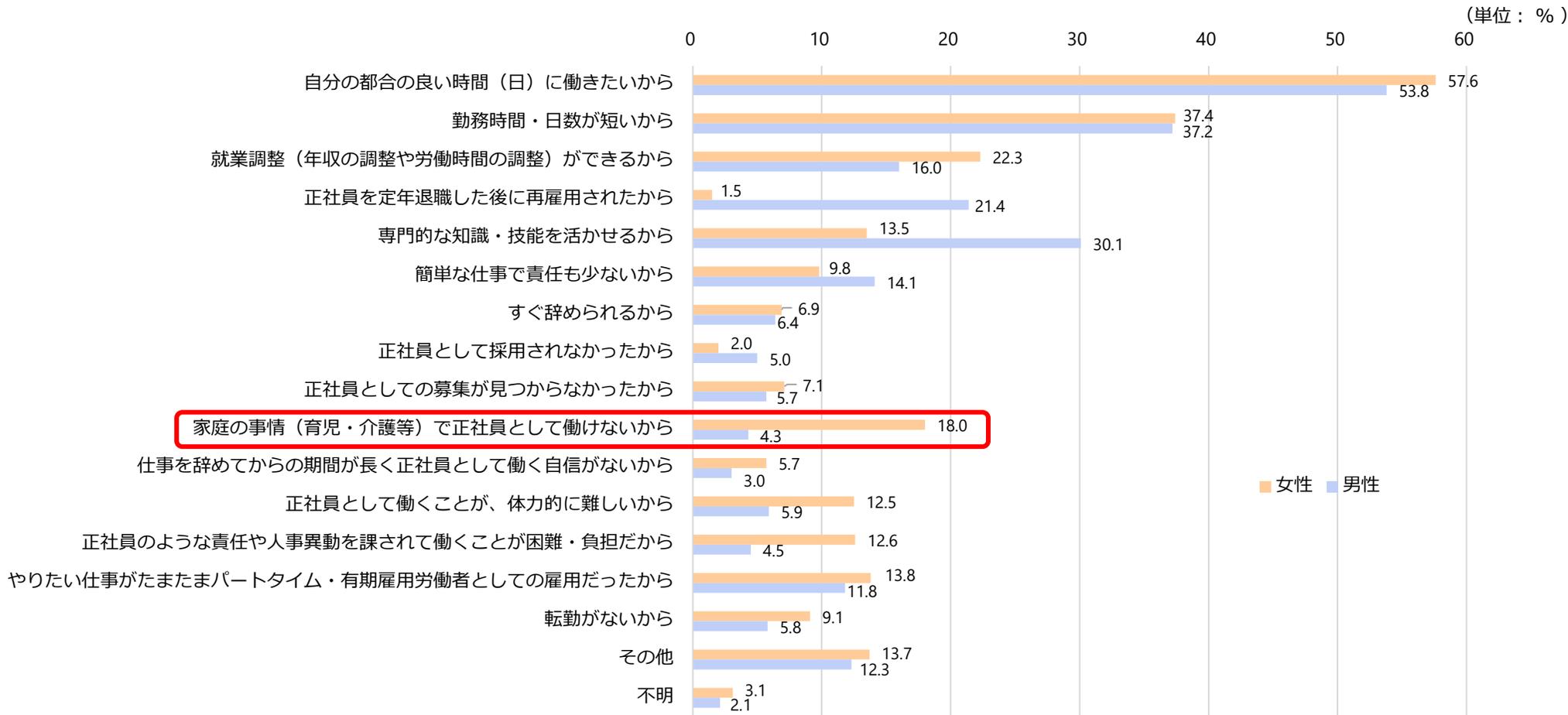


■自分の都合のよい時間に働きたいから ■家計の補助・学費等を得たいから ■家事・育児・介護等と両立しやすいから ■通勤時間が短いから ■専門的な技能等をいかせるから ■正規の職員・従業員の仕事がないから ■その他

（備考）総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。

現在の就業形態を選んだ理由（パートタイム、男女別）

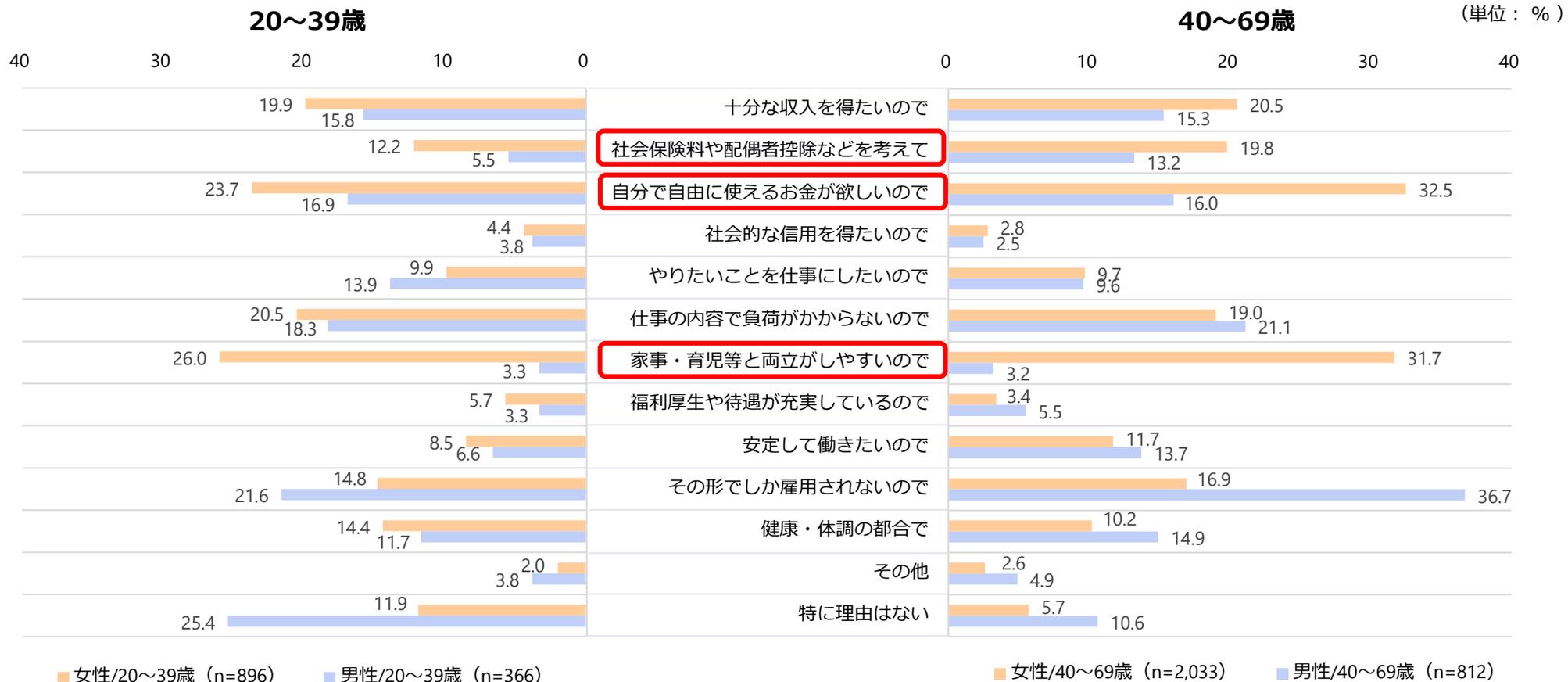
- 女性は、パートタイムを選んだ理由として、「家庭の事情（育児・介護等）で正社員として働けないから」と回答する割合が男性と比べて大きい（女性18.0%、男性4.3%）。



(備考) 1. 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」より作成。
 2. 複数回答。
 3. パートタイムは、「無期雇用パートタイム」、「有期雇用パートタイム」の就業形態の労働者をいう

非正規雇用労働者が現在の職業・雇用形態で働いている理由 (男女別・年齢別)

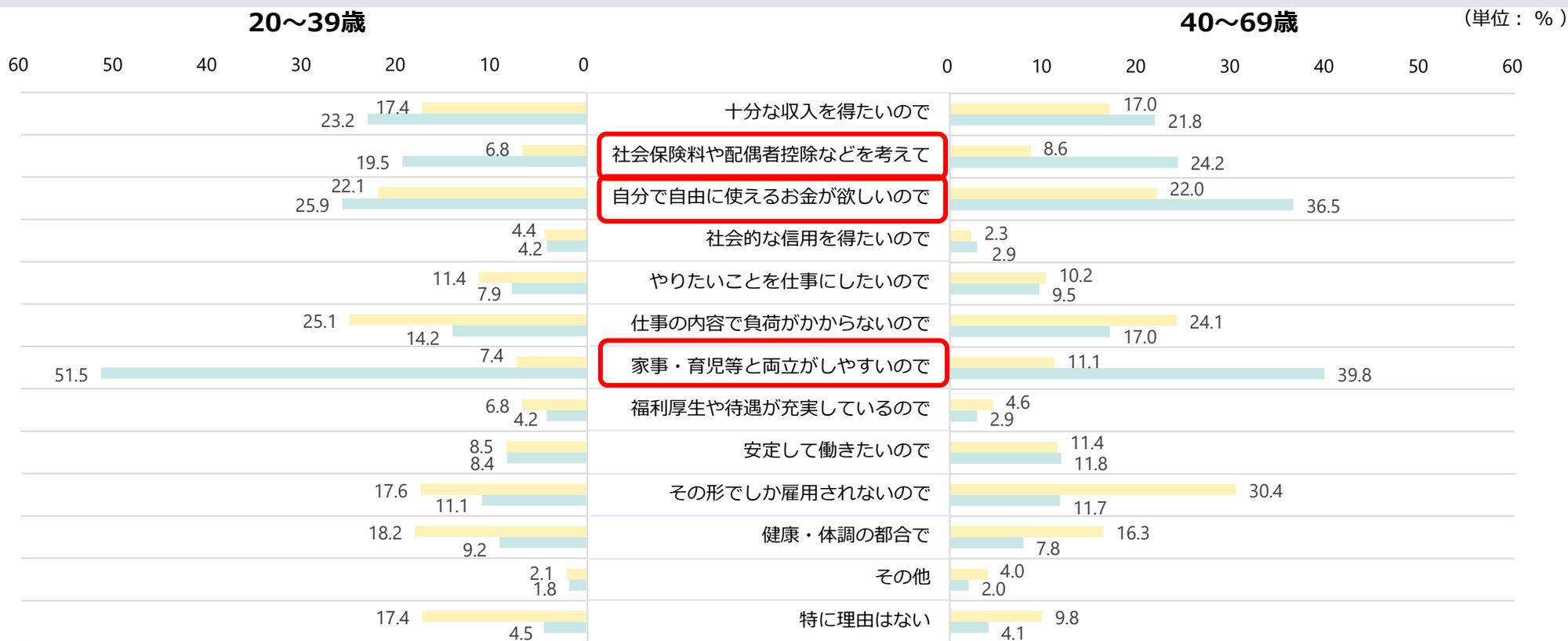
- 非正規雇用労働者が現在の職業・雇用形態で働いている理由について、全ての年齢階級で男女で割合に差異があり、20～39歳の女性では「家事・育児等と両立がしやすいので」が多く、40～69歳の女性では「自分で自由に使えるお金が欲しいので」や「社会保険料や配偶者控除などを考えて」が増える。男性の方が大きい項目は「その形でしか雇用されないのでは」となっている。



(備考) 「令和4年度 新しいライフスタイル、新しい働き方を踏まえた男女共同参画推進に関する調査」(令和4年度内閣府委託調査)より作成。

非正規雇用労働者の女性が現在の職業・雇用形態で働いている理由 (独身/有配偶者別・年齢別)

- 非正規雇用労働者の女性が現在の職業・雇用形態で働いている理由について、独身/有配偶者別でみると、有配偶者の20～39歳では「家事・育児等と両立がしやすいので」の割合が最も大きく、40～69歳になると「自分で自由に使えるお金が欲しいので」、「社会保険料や配偶者控除などを考えて」といった理由が増加してくる。一方で、独身の場合は、40～69歳「その形でしか雇用されないので」の理由が増加しているが、それ以外に年齢により大きな差は見られない。



■ 女性/独身 (n=517) ■ 女性/有配偶 (n=379)

■ 女性/独身 (n=569) ■ 女性/有配偶 (n=1,464)

(備考) 1. 「令和4年度 新しいライフスタイル、新しい働き方を踏まえた男女共同参画推進に関する調査」(令和4年度内閣府委託調査)より作成。

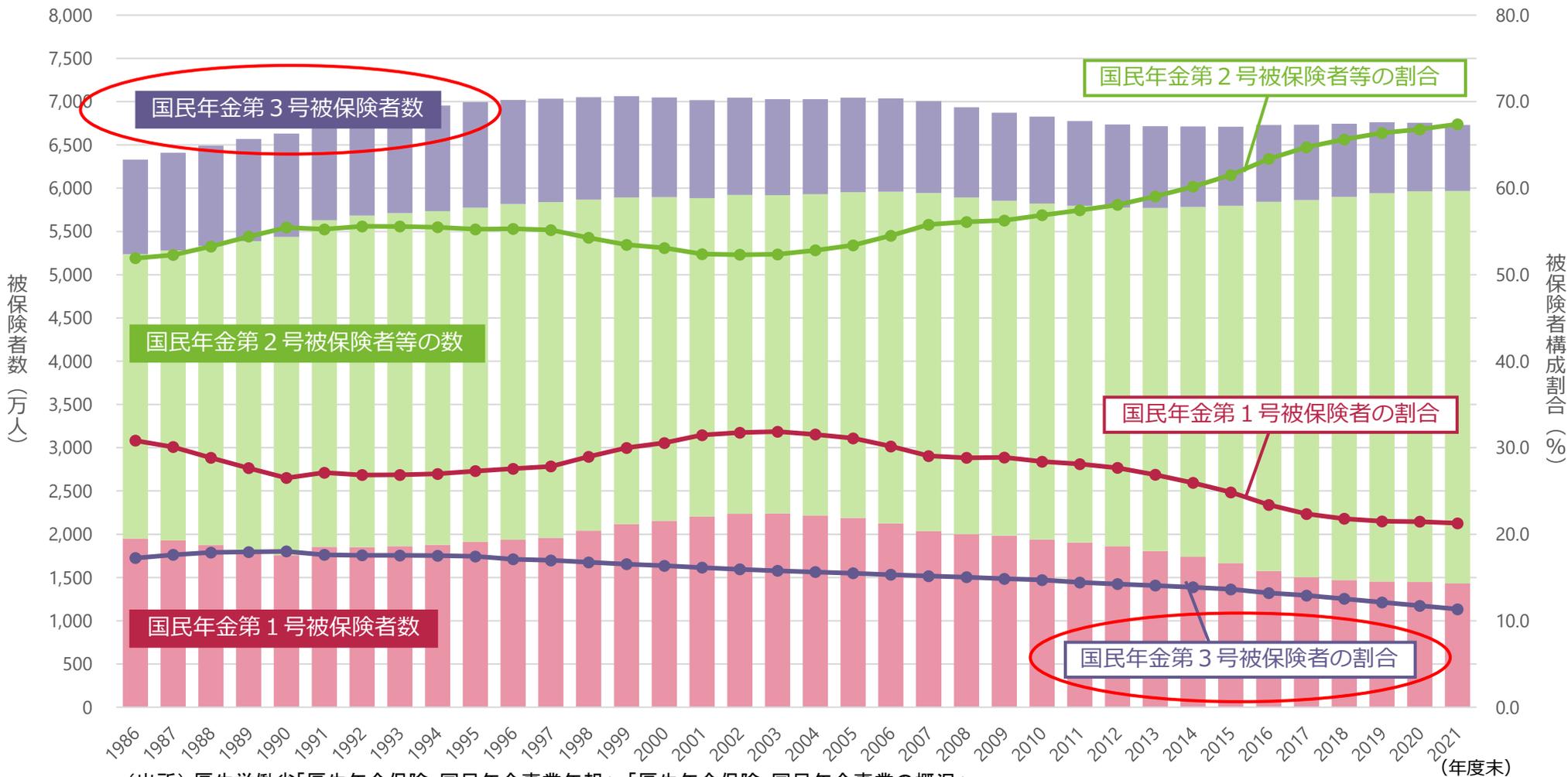
2. 有配偶は事実婚及び内縁を含む。

(出所) 男女共同参画白書 令和5年版

1. 第3号被保険者制度について
2. 第3号被保険者制度導入前後の経緯
- 3. 女性の就労と第3号被保険者の状況**
 - (1) 女性の就労の状況
 - ・女性の就労の進展
 - ・非正規雇用の増加
 - (2) 第3号被保険者の状況**

公的年金被保険者数の推移

- 第3号被保険者制度が始まって以降、第2号被保険者が増加する一方、第3号被保険者は平成7（1995）年度の1220万人をピークに、令和3（2021）年度では763万人と2／3程度に減少。



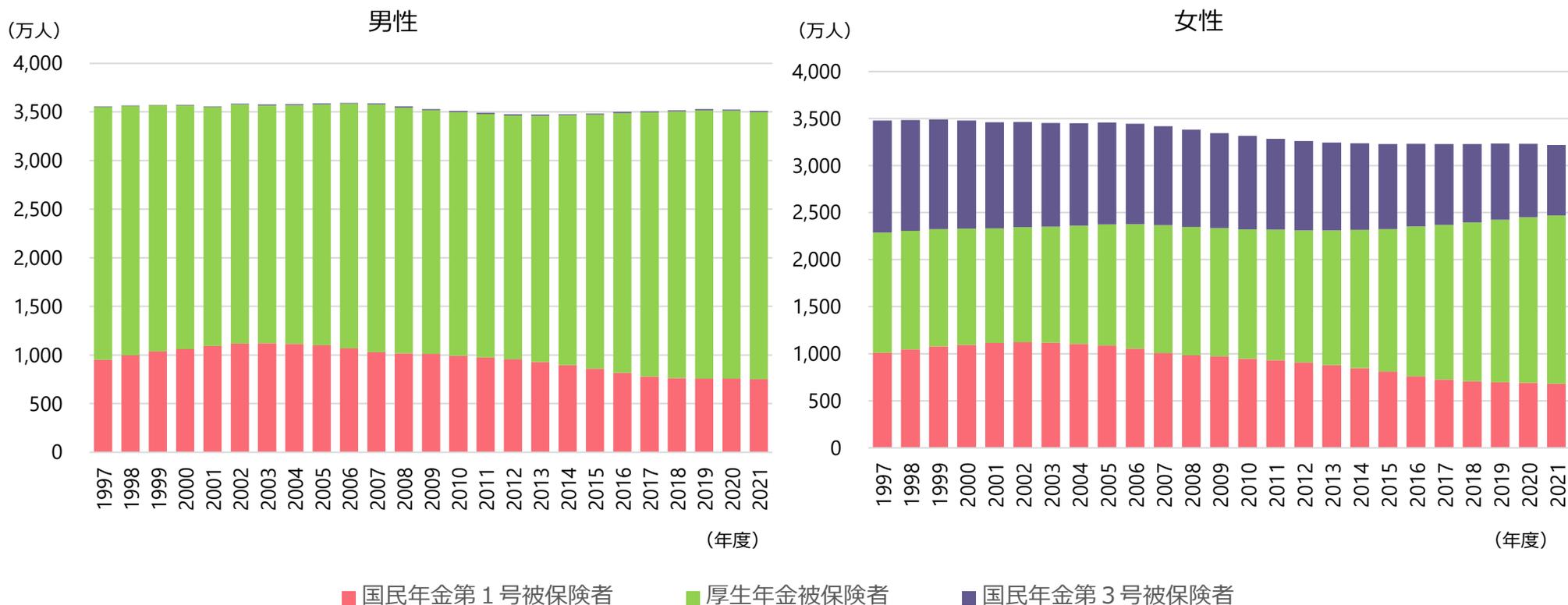
(出所) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

(注1) 国民年金第1号被保険者には任意加入を含む。

(注2) 国民年金第2号被保険者等には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

公的年金被保険者数の推移（男女別）

- 女性のうち第2号被保険者が占める割合は着実に増加し、令和3（2021）年度時点で1,786万人。
- 男女別では第3号被保険者の大半は女性が占めている。



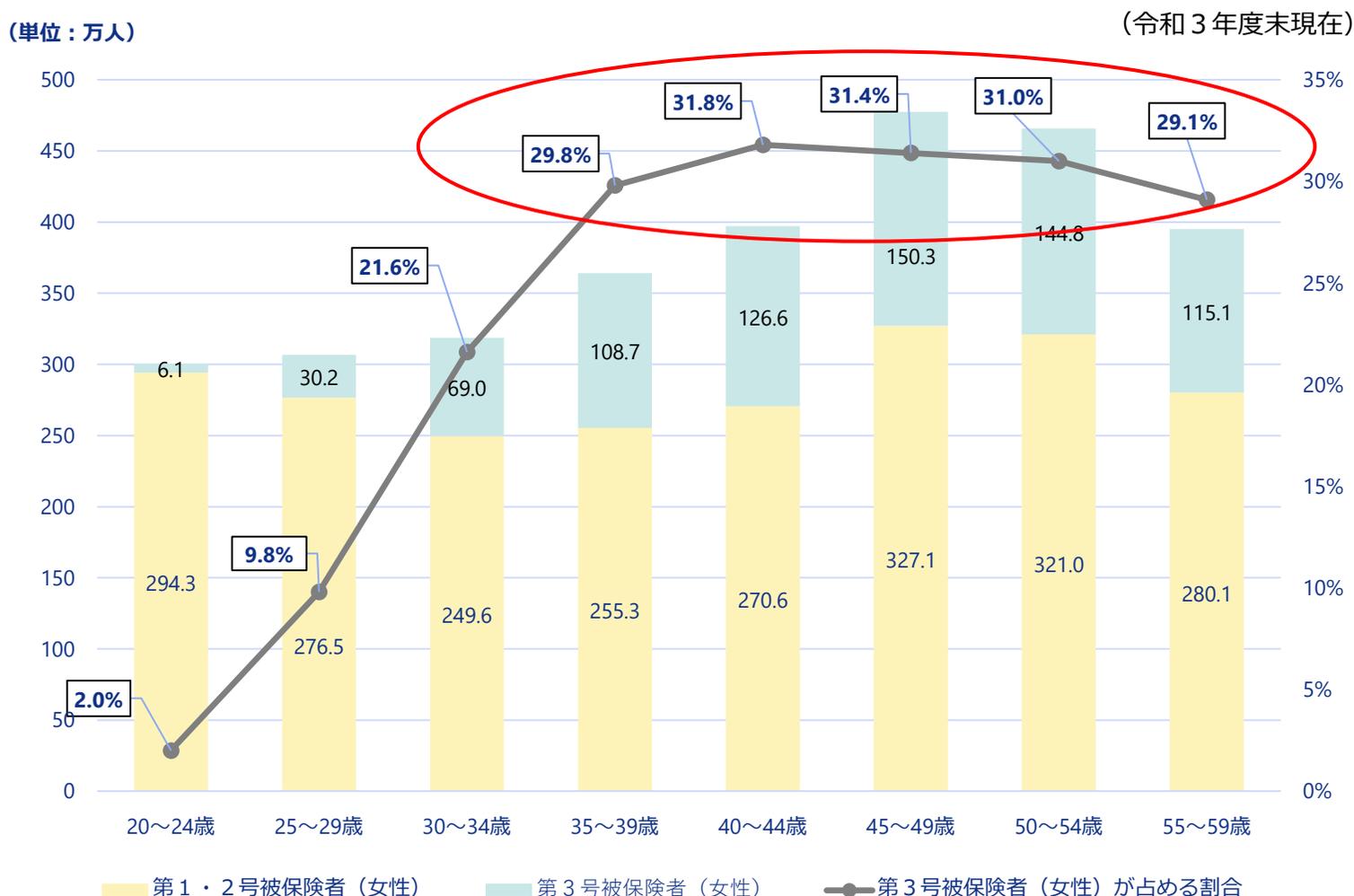
（出所）厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況」

（注1）国民年金第1号被保険者には任意加入を含む。

（注2）国民年金第2号被保険者等には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

公的年金被保険者（女性）における 第3号被保険者の人数及び割合（年齢階級別）

○ 年齢階級別では、30歳代以降で第3号被保険者が占める割合が増加し、30歳代後半以降は約3割を占める。

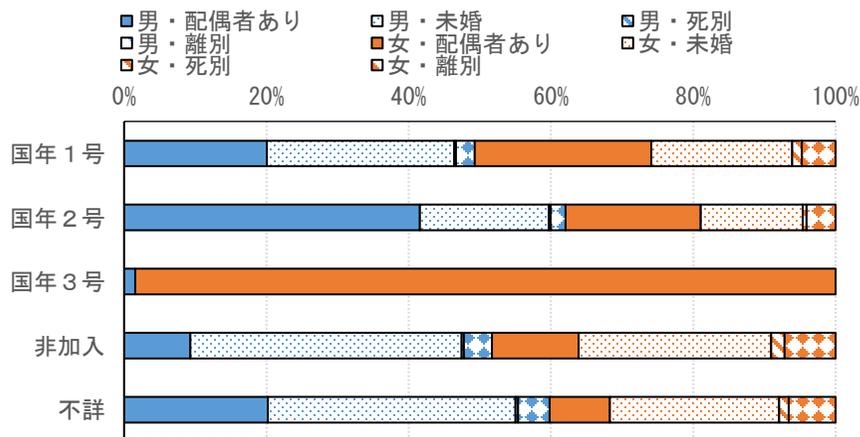


(出所) 「令和3年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和4年3月31日時点)

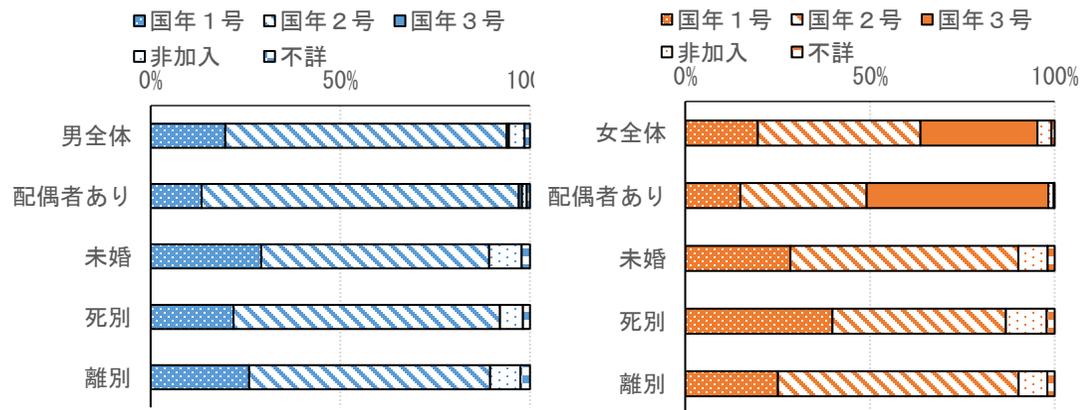
配偶者ありの女性に占める第3号被保険者の割合

○ 女性に占める第3号被保険者の割合は約3割（図表2）。配偶者ありの女性に限ると約半数に達する（図表3）

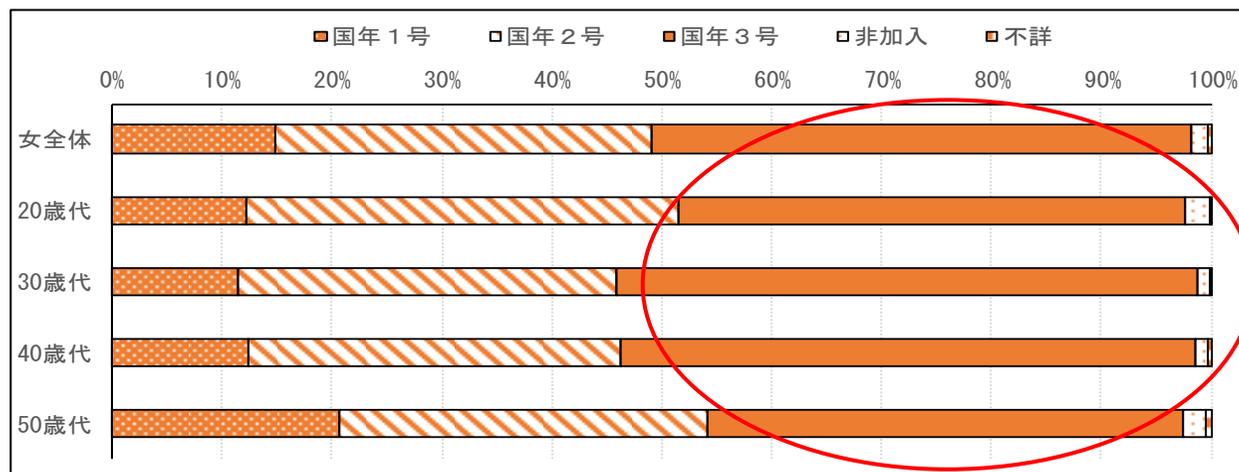
（図表1） 公的年金の加入状況別の性別・配偶者の有無



（図表2） 性別・配偶者の有無別 公的年金の加入状況



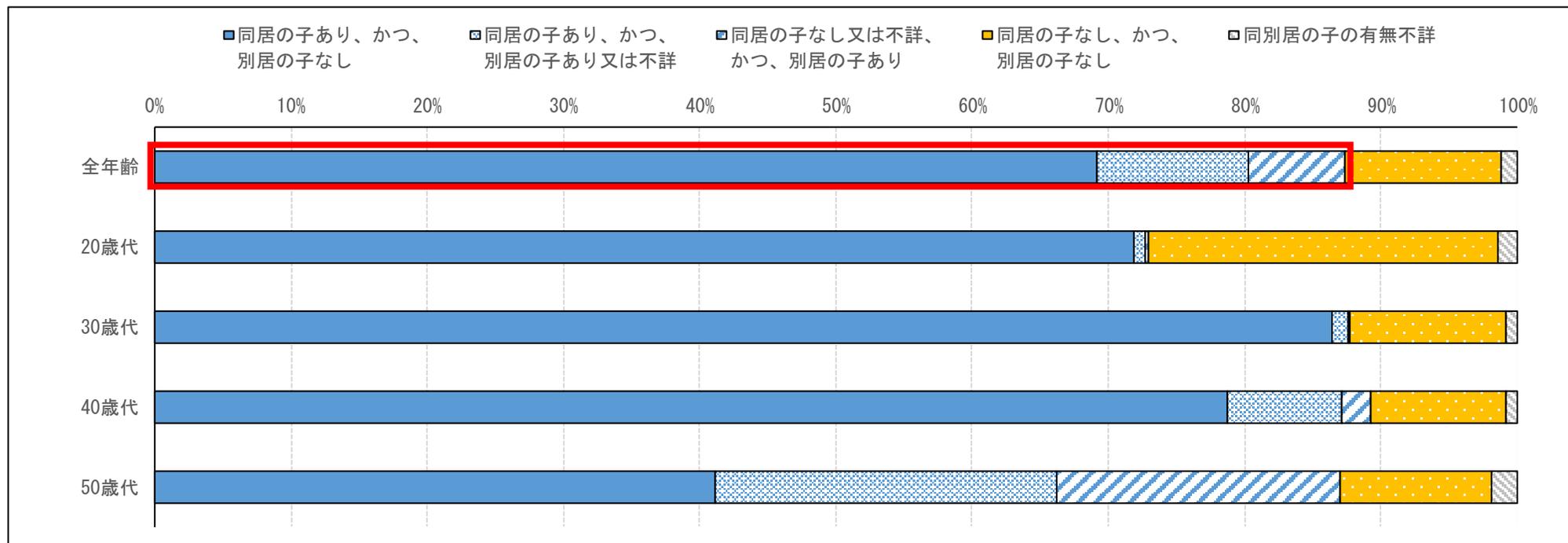
（図表3） 年齢階級別 配偶者ありの女性の公的年金加入状況



第3号被保険者の子の有無及び同別居の状況

- 第3号被保険者のうち約9割が「子どもあり」となっている。年齢階級があがるにつれて「別居の子あり」の割合が高まる傾向にある。

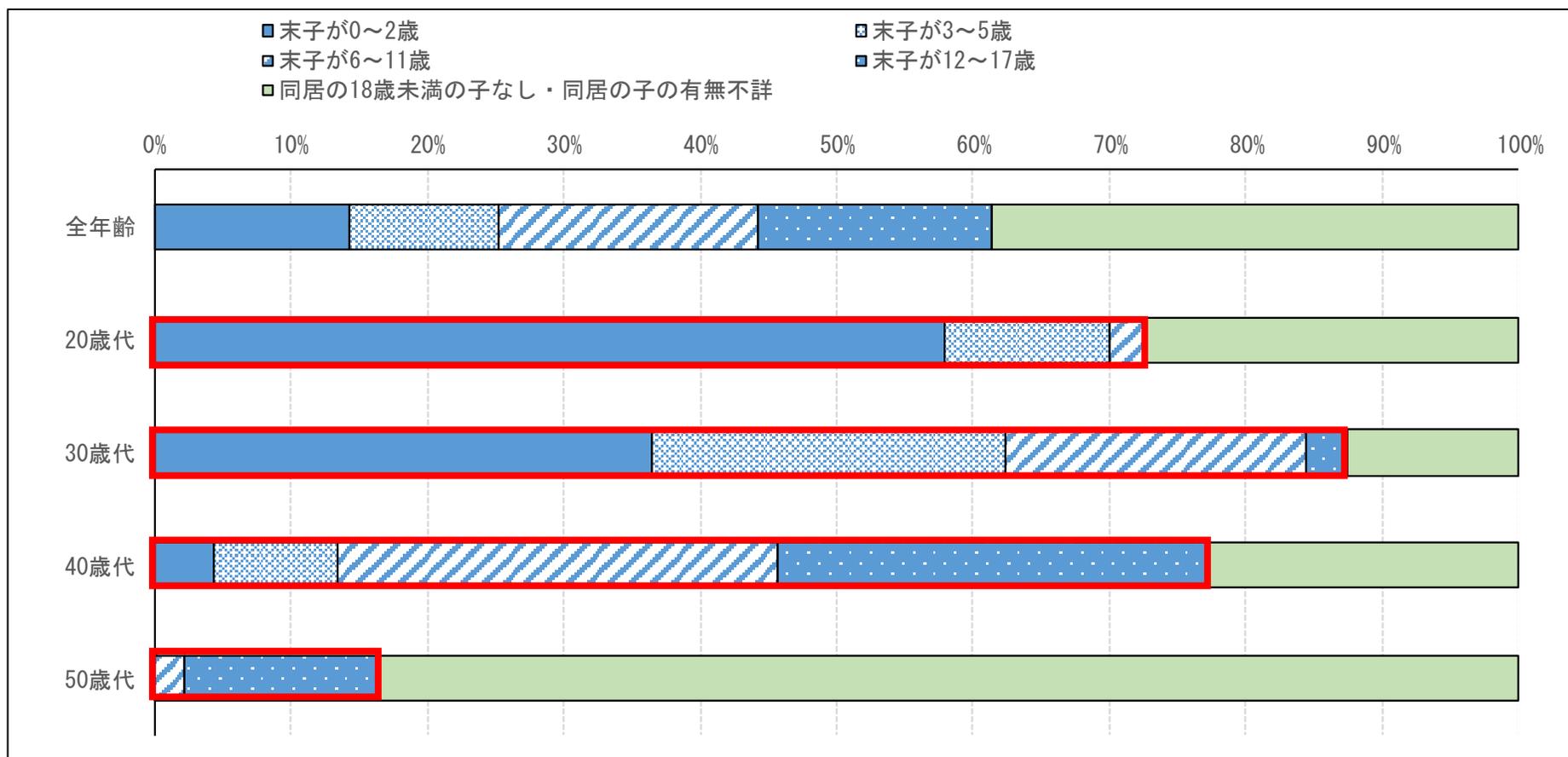
第3号被保険者の子の有無及び同別居の状況



第3号被保険者と同居する18歳未満の子の状況

- 第3号被保険者のうち、30歳代においては、9割弱が18歳未満の子と同居しており、20歳代、40歳代も7割以上が18歳未満の子と同居をしている。
- 一方で、50歳代においては、18歳未満の子と同居している割合は2割未満となっている。

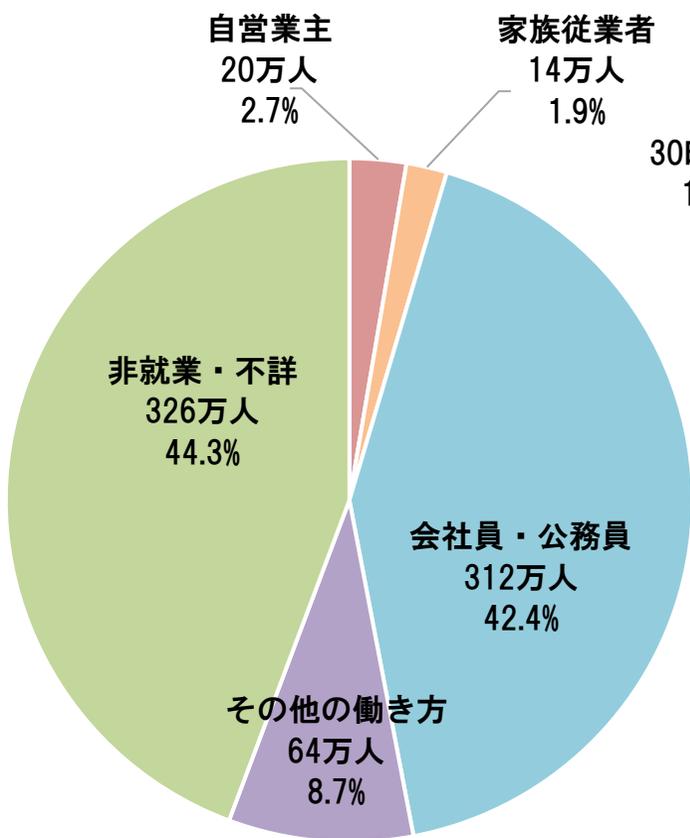
第3号被保険者と同居する18歳未満の子の状況



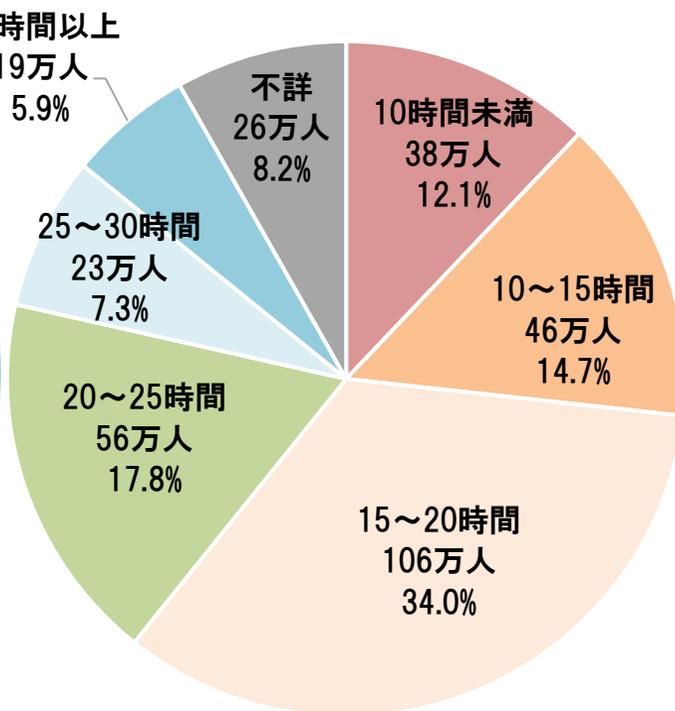
第3号被保険者の就業状況

- 第3号被保険者の5割以上は就業しており、そのうち、「会社員・公務員」が約42%となっている。
- 「会社員・公務員」として働く第3号被保険者の約31%は、週20時間以上働いている。

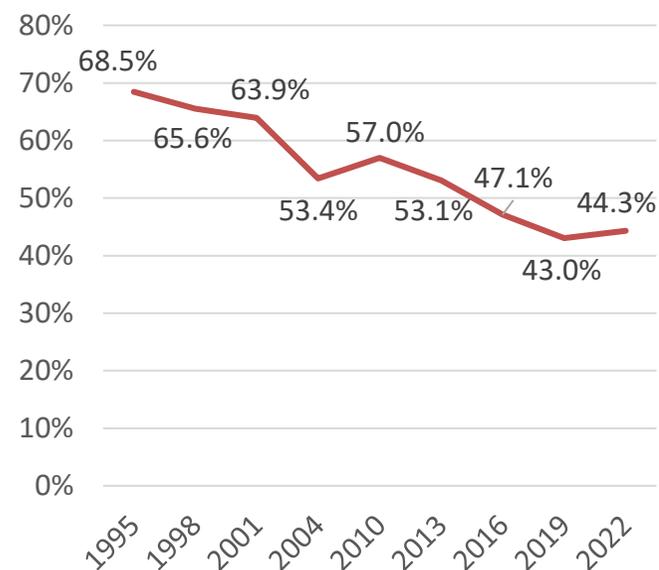
第3号被保険者の就業状況



第3号被保険者である会社員・公務員の週の労働時間



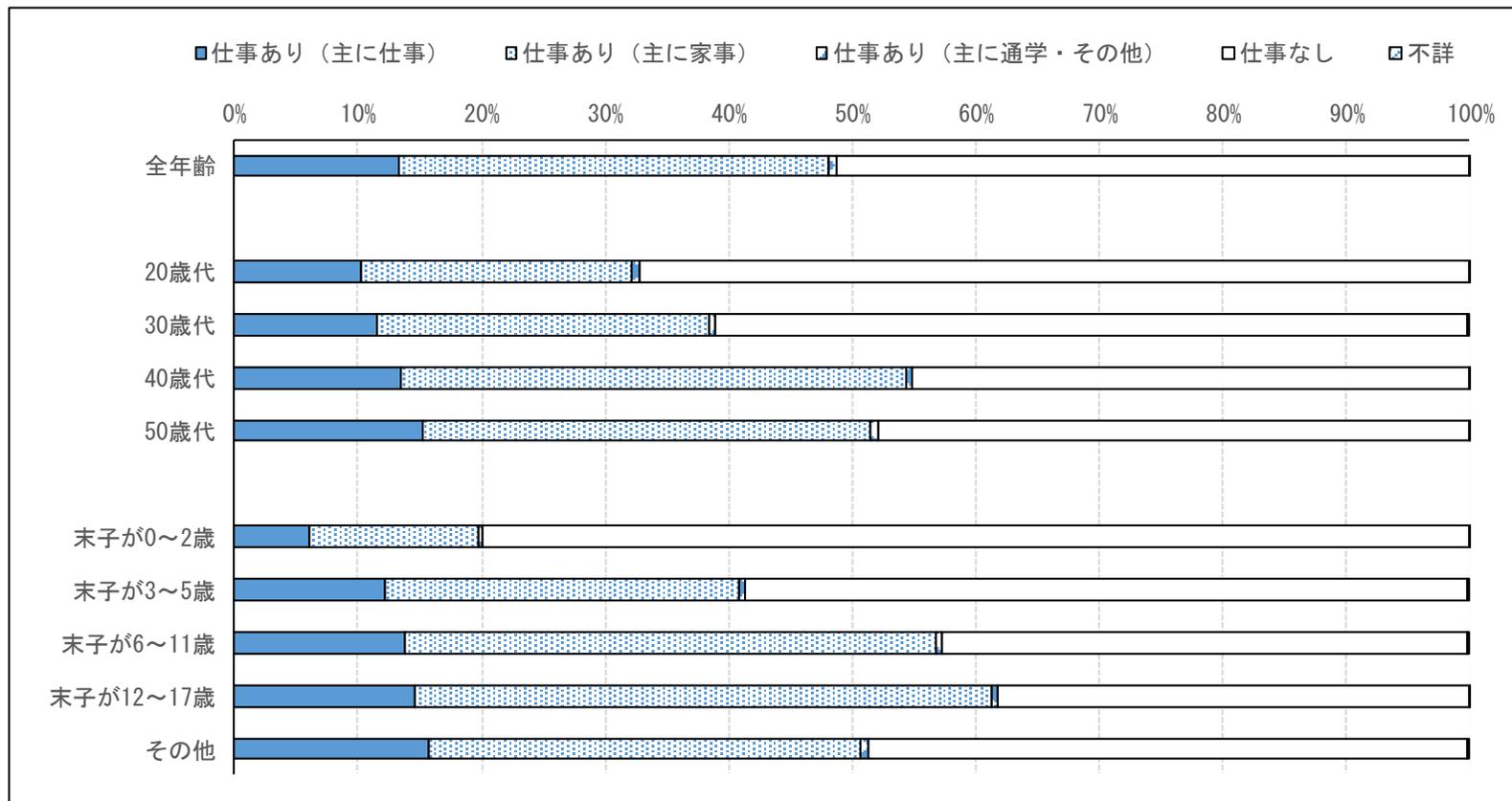
第3号被保険者に占める「非就業者・不詳」の割合



第3号被保険者の年齢階級別、末子の年齢別の就労に関する状況

- 第3号被保険者のうち約半数が収入を伴う仕事に就いている
- 年齢階級別では、20歳代及び30歳代では約3割で、40歳代及び50歳代では5割を超える。また同居する末子の年齢が高くなると就労割合が高まる。

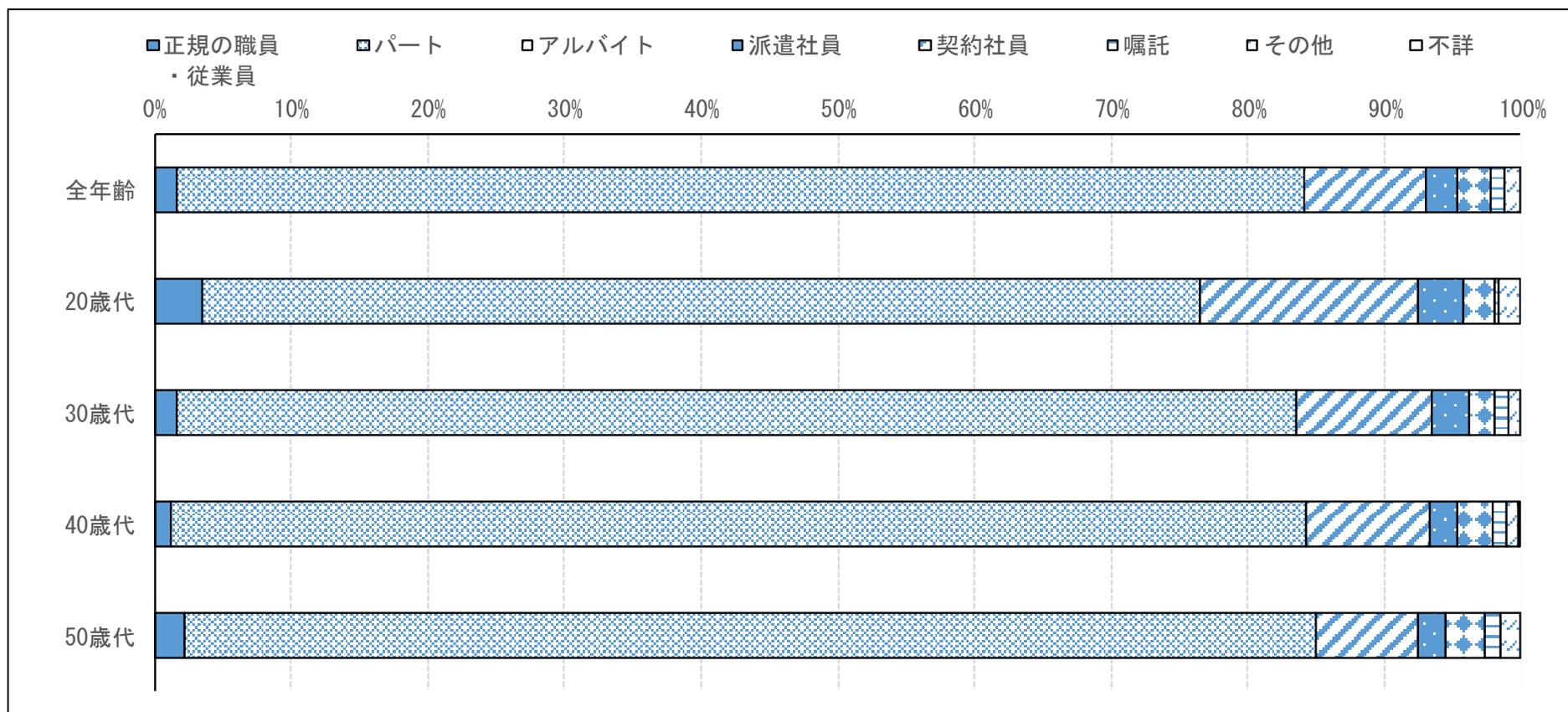
第3号被保険者の仕事の有無



第3号被保険者の勤め先での呼称

○ 雇用者として働く第3号被保険者の8割以上は「パート」として就労している。

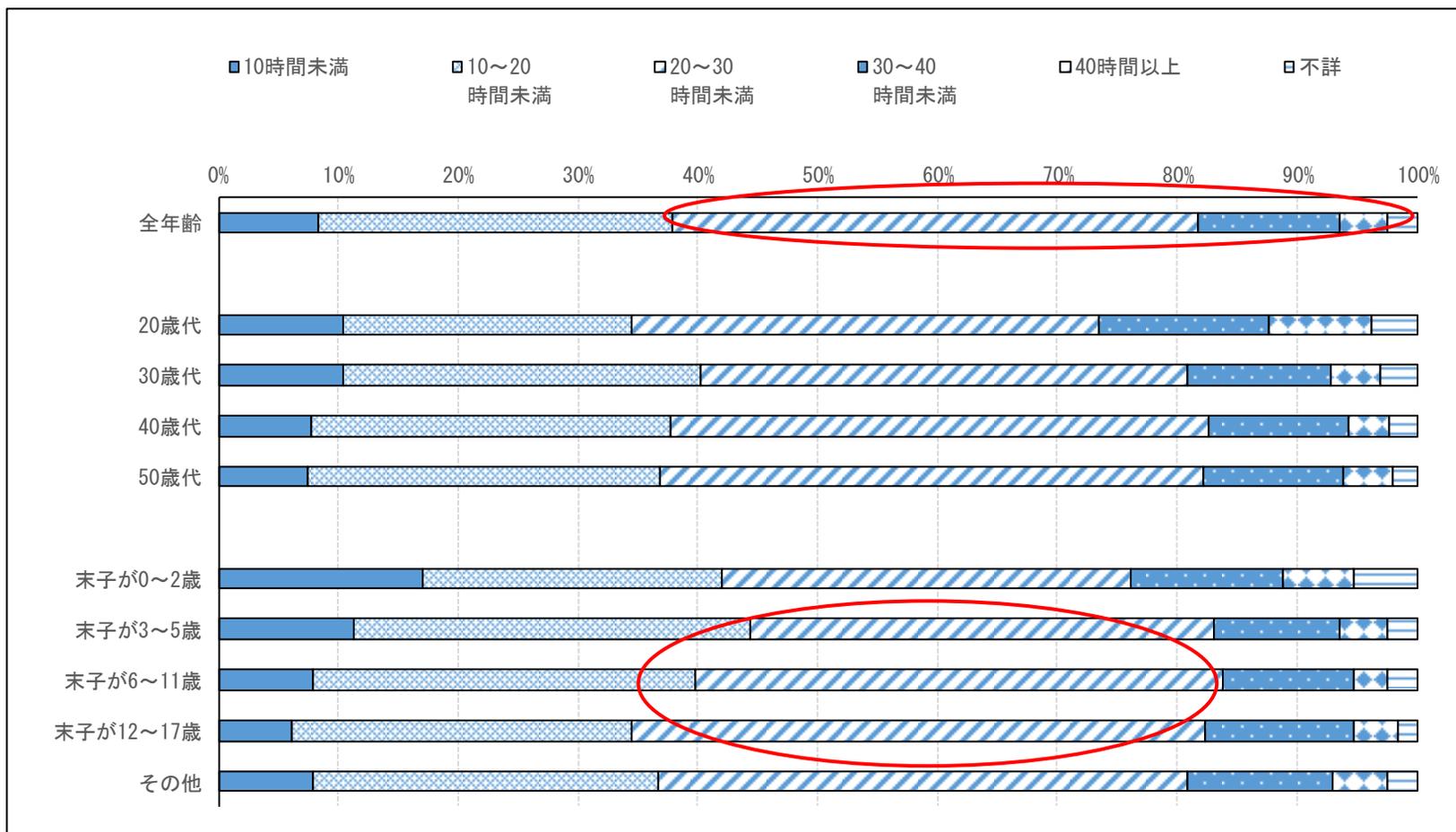
雇用者として働く第3号被保険者の勤め先での呼称



第3号被保険者の週の労働時間

- 雇用者として働く第3号被保険者のうち約6割は週の労働時間が20時間以上となっている。
- 同居する末子の年齢があがるにつれて労働時間が延び、週20から30時間就労の割合が高まる傾向にある。

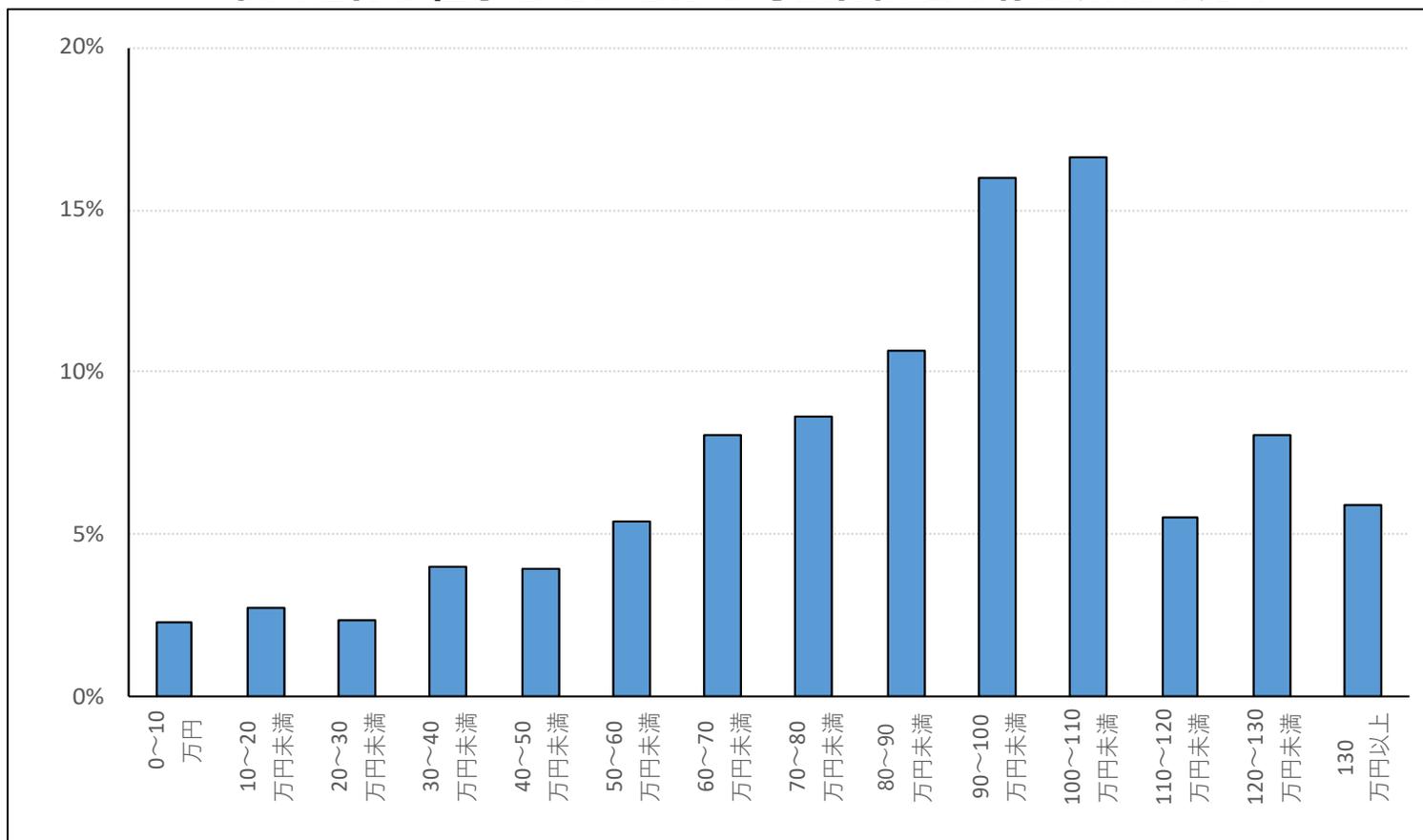
雇用者として働く第3号被保険者の週労働時間



第3号被保険者の稼働所得の分布

- 第3号被保険者は年収130万円未満（被扶養者認定基準）であることが要件となるが、収入を伴う仕事をしている第3号被保険者の稼働所得の分布をみると100万円前後に集中している。

収入を伴う仕事している第3号被保険者の稼働所得の分布



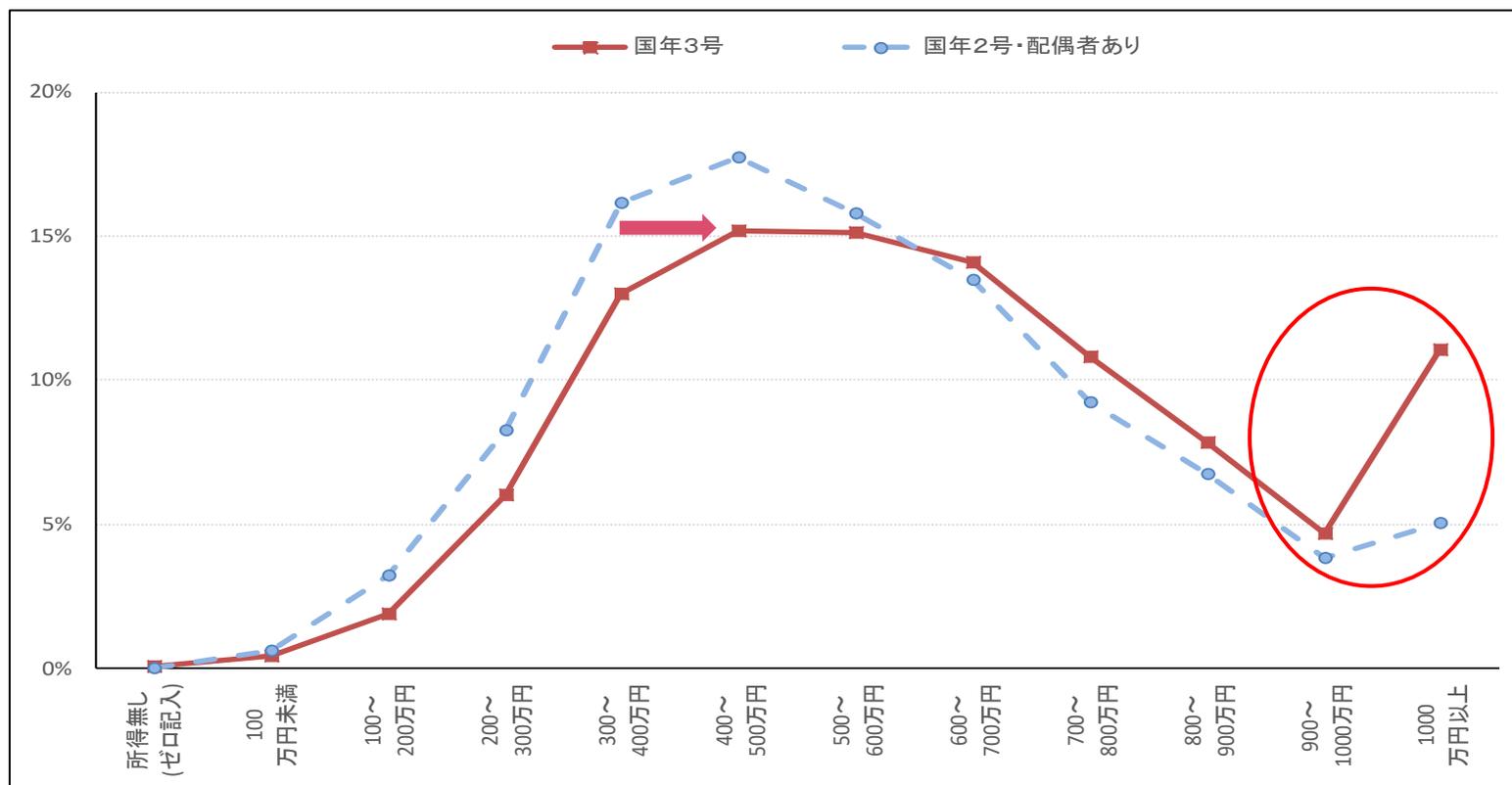
(注) 被扶養者の認定の条件である年収130万円以上の者が一定数存在するのは、

- ・ 第3号被保険者資格の取消しの届出前に調査が行われた
- ・ 調査票による調査に基づく結果であるため、調査対象者の誤認、誤回答 等の理由が考えられる。

妻の加入状況別 夫の雇用者所得の状況

- 夫の雇用者所得の分布を、妻が第3号被保険者である場合と第2号被保険者とで比較すると、全体として、妻が第3号被保険者の夫の方が高い傾向にある。特に夫の雇用者所得が1000万円以上の割合が高い。

妻の公的年金加入状況別 夫の雇用者所得の分布

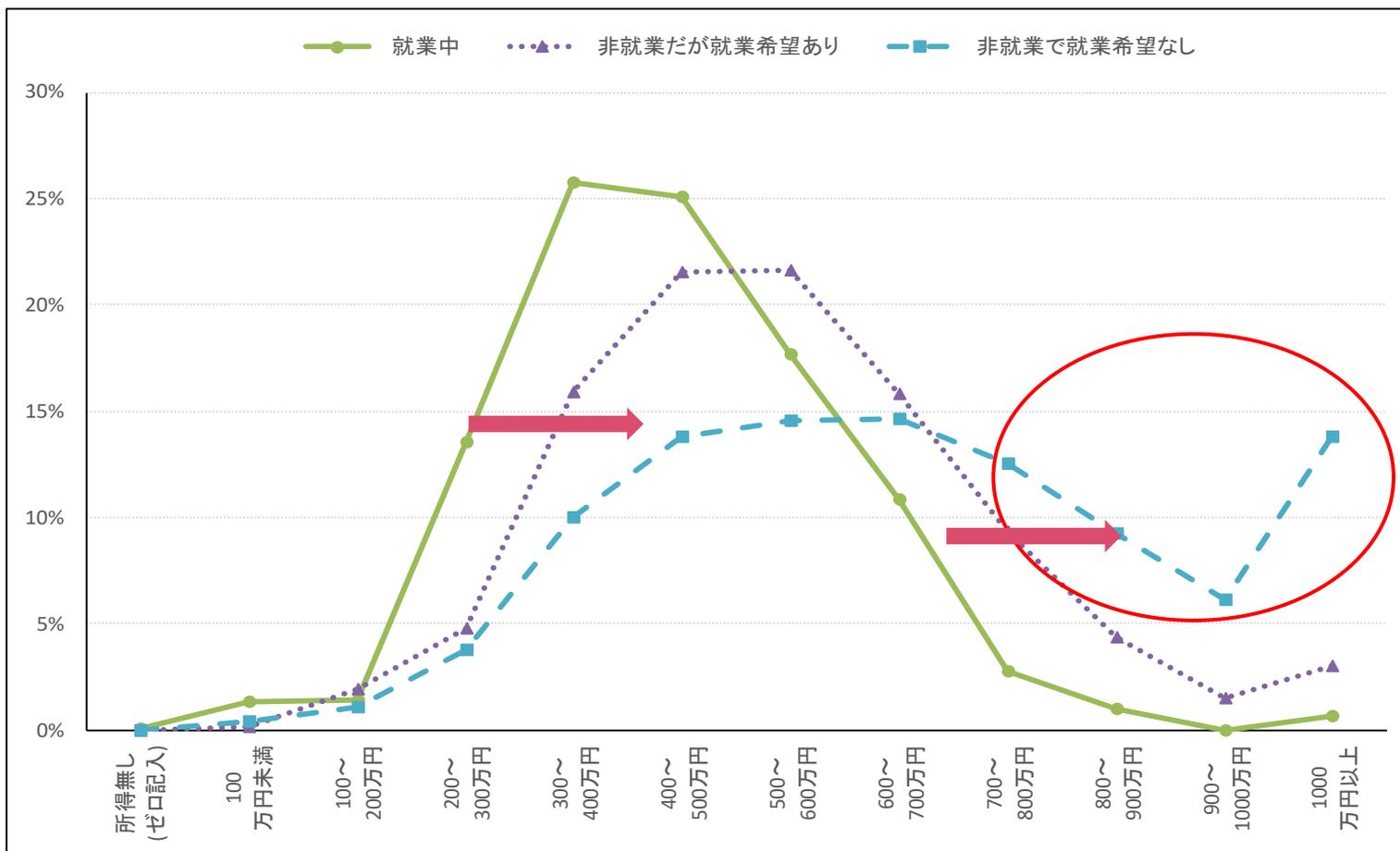


(注) 妻の年齢構成別に、夫の雇用者所得を見ると、妻の年齢が高くなるほど、夫の雇用者所得の高い割合が高くなる。
 また、40歳代及び50歳代の妻が、第3号被保険者の場合、夫の雇用所得が1,000万円以上の割合は、それぞれ14%、16%である。
 一方で、同世代の妻が、第2号被保険者の場合、同割合は、それぞれ5%、8%である。

妻の就業状況別 夫の雇用者所得の状況

- 妻が第3号被保険者である場合の夫の雇用者所得の分布について、妻の就業状況別に比較すると、「非就業で就職希望なし」の場合に、夫の雇用者所得がより高い水準に分布している。

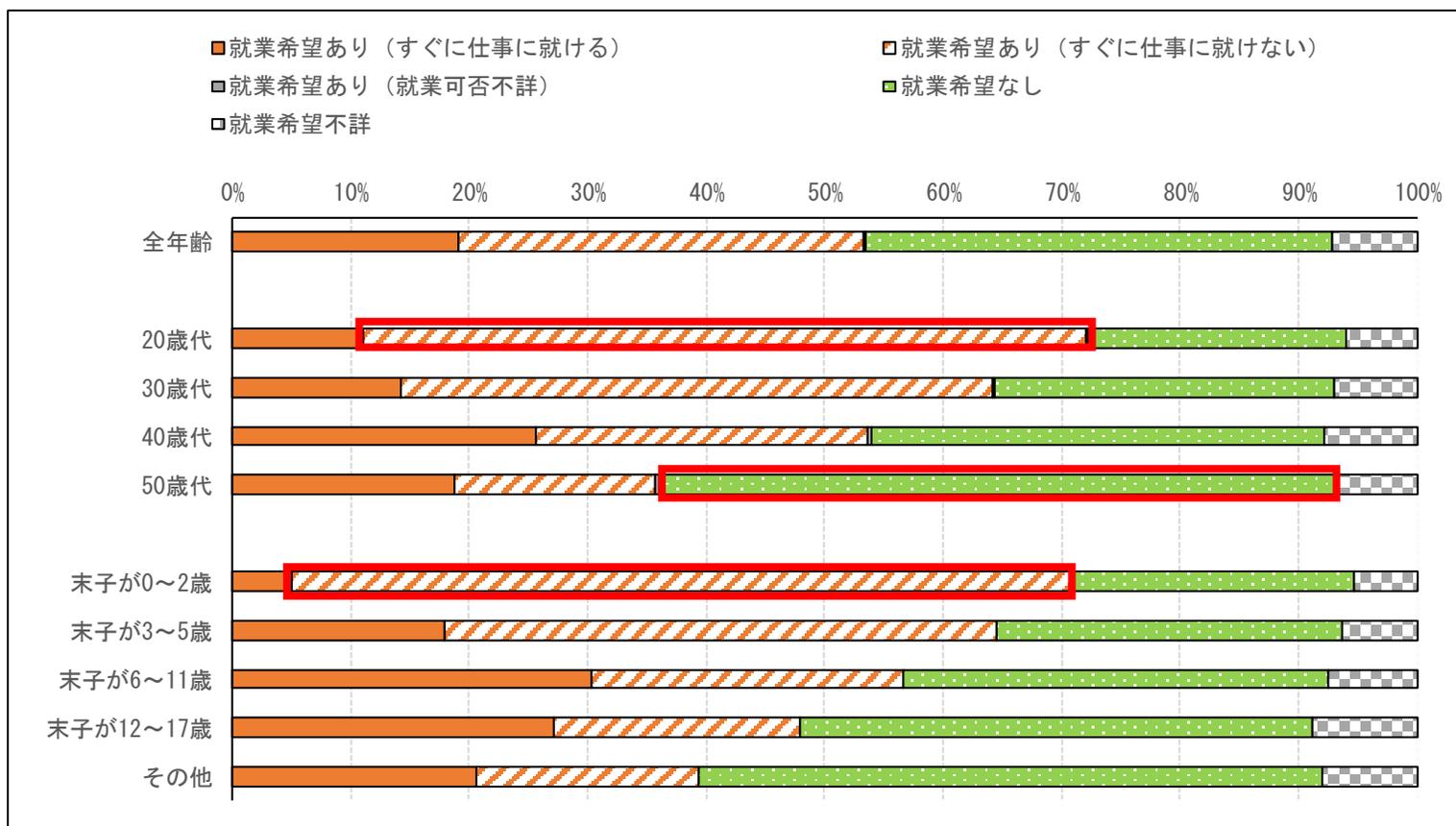
妻の就業状況別 夫の雇用者所得の分布



仕事をしていない第3号被保険者の就業希望

- 全体では、就業を希望する者が約5割。年齢階級別では、20歳代では就業希望はあるが「すぐに仕事に就けない」が多く、年齢階級があがるほど「就業希望なし」の割合が高まる。
- 末子が小さいほど「就業希望はあるが、すぐに仕事に就けない」者が多い。

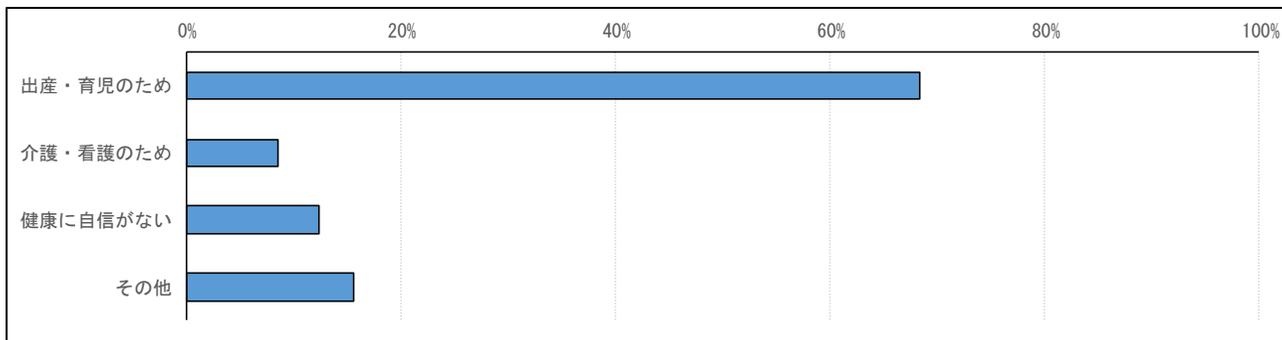
非就業の第3号被保険者の就業希望



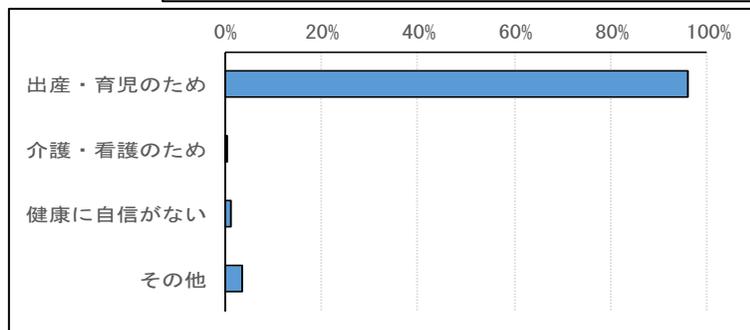
第3号被保険者のすぐに仕事には就けない理由（年代別）

- 「出産・育児のため」が最も多い。年齢階級別にみると、年齢が高くなるほど「出産・育児のため」が減少し、「介護・看護のため」、「健康に自信がない」といった理由が増える傾向にある

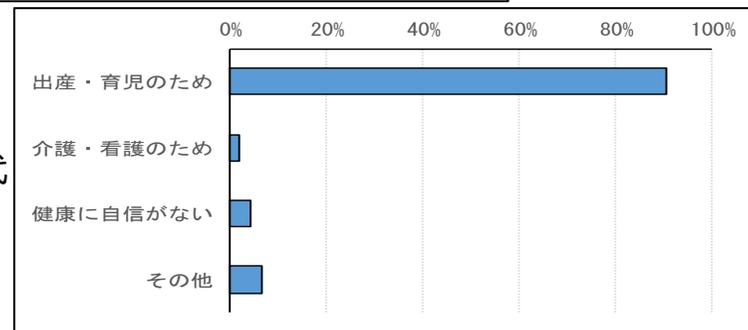
第3号被保険者の「すぐには仕事に就けない」理由（複数回答）



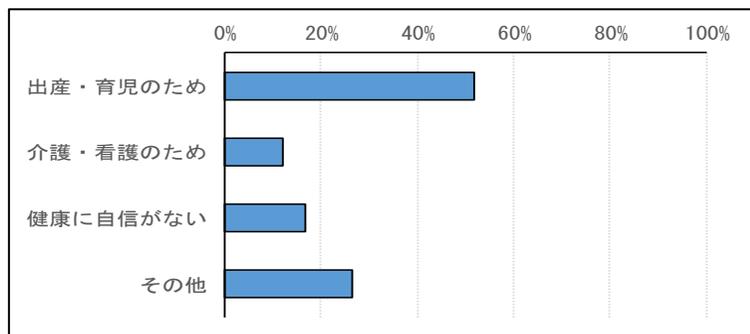
20歳代



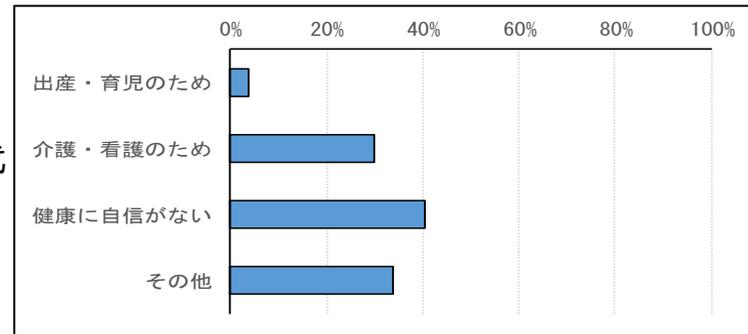
30歳代



40歳代



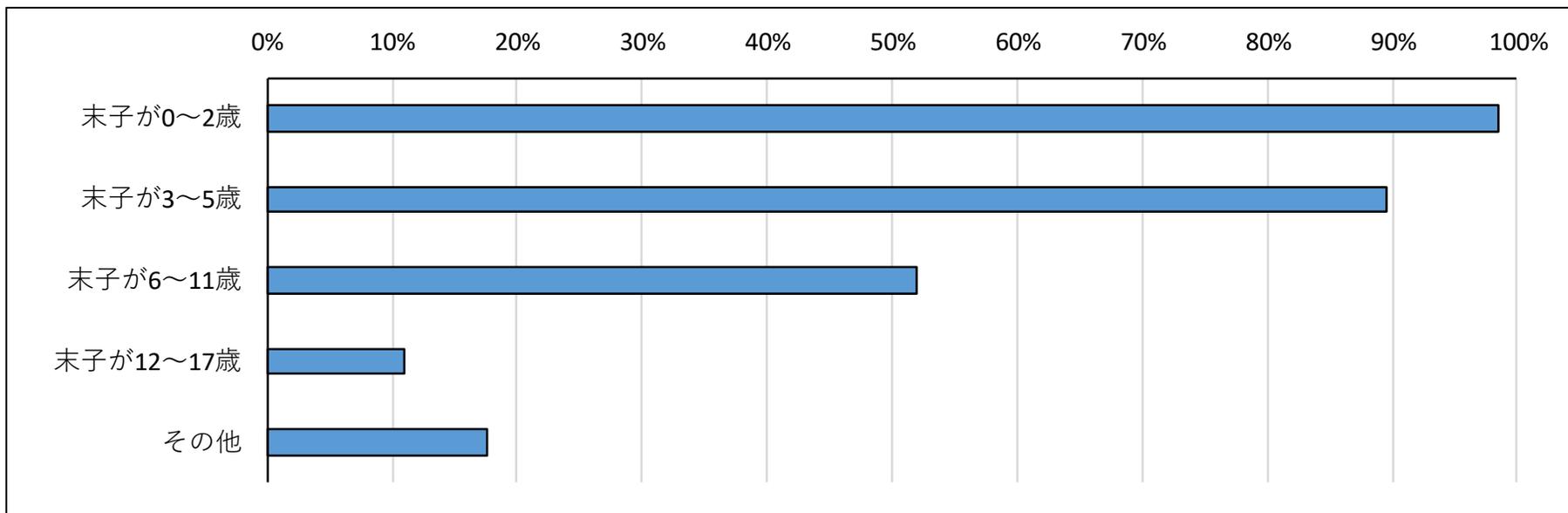
50歳代



第3号被保険者の「出産・育児のため」仕事に就けない者の割合

- 「就業を希望しているが、すぐには仕事に就けない者」のうち、「出産・育児のため」が理由である者の割合は、末子の年齢が高まるにつれて低下する傾向がある。

同居する末子の年齢別 第3号被保険者の「出産・育児のため」仕事に就けない者の割合



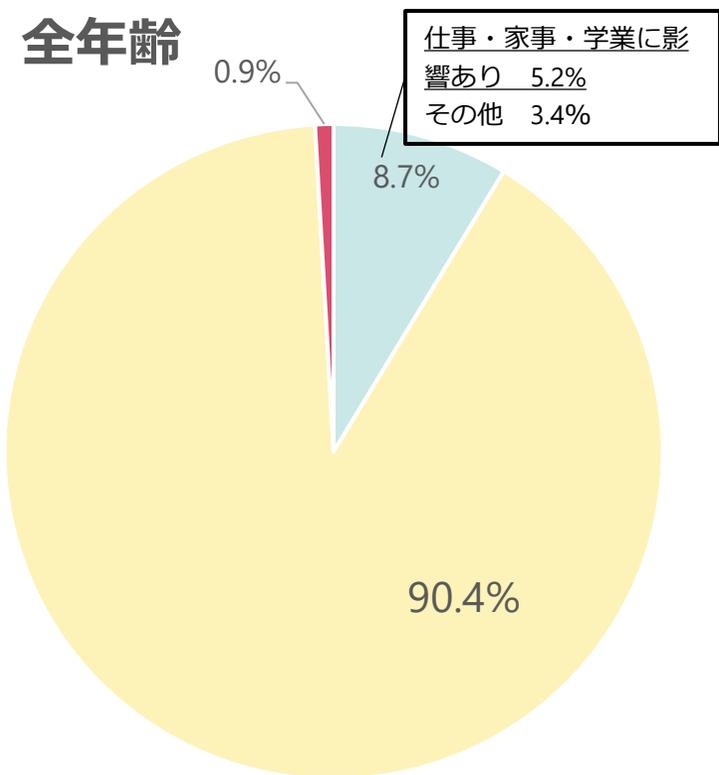
健康上の問題の日常生活への影響の有無

- 全年齢のうち約1割が健康上の問題による「影響あり」となっており、そのうち半数以上が「仕事・家事・学業に影響あり」と回答。その割合は年齢階級が上がるにつれて高まる傾向にある。

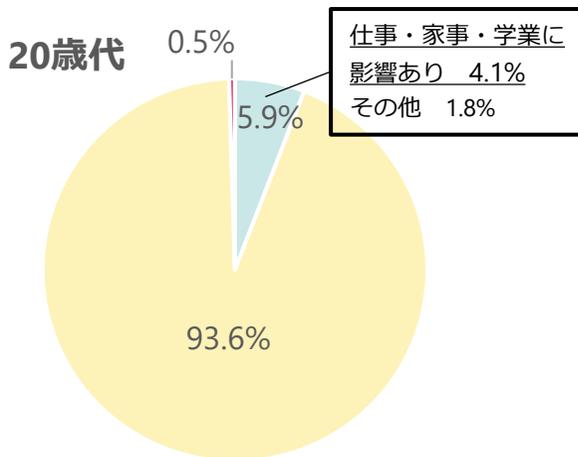
健康上の問題の日常生活への影響の有無

■ 影響あり ■ 影響なし ■ 不詳

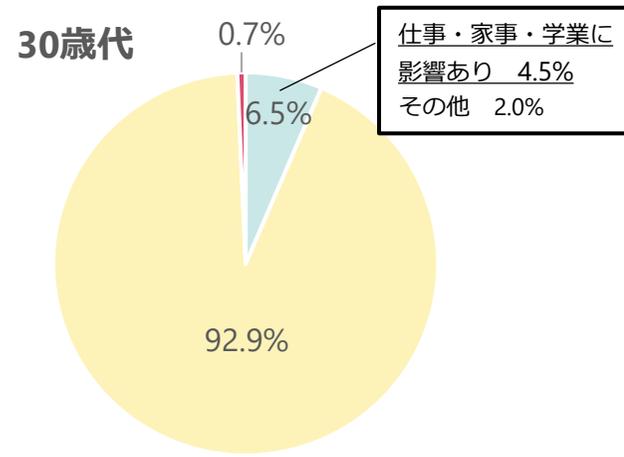
全年齢



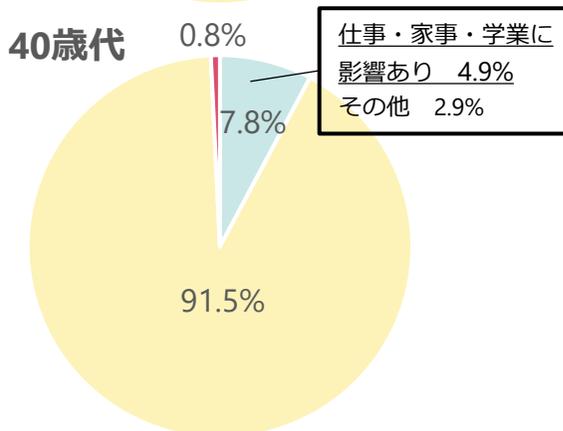
20歳代



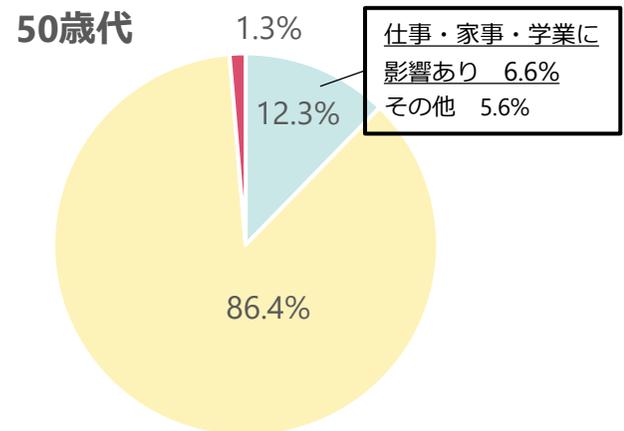
30歳代



40歳代



50歳代



第3号被保険者の同居する親の有無、手助け見守りの要否

- 第3号被保険者のうち9割近くは、自身又は配偶者の親と同居していない。
- 同居する親の手助けや見守りが必要な者の割合は、年齢が上がるにつれて高まる傾向にあり、50歳代の5%程度となっている。

第3号被保険者の同居する親の有無、親の手助け見守りの要否

